

第三期帯広市環境基本計画



帯広市

表紙・裏表紙写真

西岡 尚央 氏

目 次

第1章 第三期帯広市環境基本計画策定にあたって

・ 計画策定の趣旨と背景	1
・ 計画の位置づけ	1
・ 計画期間	1
・ 市、事業者、市民の役割	2
・ 第三期帯広市環境基本計画の体系	3
・ 推進体制と進行管理	5

第2章 帯広市における環境の現状、目標値と今後の取り組み

・ 基本目標 1 地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】	6
基本施策【1-1】 地球温暖化の防止と適応	
基本施策【1-2】 オゾン層の保護と酸性化の防止	
・ 基本目標 2 自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】	12
基本施策【2-1】 生物多様性の保全	
基本施策【2-2】 地域資源の保全・活用	
・ 基本目標 3 生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】	17
基本施策【3-1】 良好な生活環境の維持	
基本施策【3-2】 快適な環境の創造	
・ 基本目標 4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】	23
基本施策【4-1】 ごみ減量の推進	
基本施策【4-2】 資源循環の促進	
・ 基本目標 5 市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】	29
基本施策【5-1】 環境配慮行動の実践	
基本施策【5-2】 広域連携の推進	

資料編

◆帯広市の概況

1	地勢	34
2	河川	34
3	気温	35
4	降水量	36
5	日照時間	36
6	人口動態	37
7	産業別就業人口	38
8	農業産出額	39
9	製造品出荷額	39
10	商品販売額	40
11	道路整備	40
12	水道の整備	41
13	下水道の整備	41

◆基本目標関係資料

1	生物多様性について	42
2	環境に係る法令又は条例に基づく指定地区及び地域	44
3	地球温暖化などによる気候変動への適応について	45
4	環境配慮行動について	46

◆策定の経過

1	庁内及び関係機関との協議	50
2	パブリックコメント結果	50
3	帯広市環境審議会名簿	51

◆帯広市環境基本条例	52
------------	----

第 1 章

第三期帯広市環境基本計画策定にあたって

計画策定の趣旨と背景

帯広市では、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すことを掲げた「帯広市環境基本条例」に基づき、帯広市環境基本計画を策定し、環境基準の確保に向けた取り組みや温室効果ガス排出量削減等の取り組みを行ってきました。

この間、2010(平成22)年10月には生物多様性第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する20の個別目標である愛知目標が採択されました。

2015(平成27)年には持続可能な開発目標(SDGs)の採択のほか、地球温暖化の防止が世界共通の課題となっている中、パリ協定が採択されました。パリ協定には世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と均衡といった目標が盛り込まれ、すべての国が参加する公平で実行可能な国際的枠組みの合意となりました。我が国では、パリ協定の採択を受け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が2016(平成28)年5月に閣議決定され、国を挙げて温室効果ガスの排出を抑えた低炭素社会の実現に向けた取り組みがすすめられています。

また、地球温暖化による気候変動や外来種の生息域拡大などの影響も顕在化してきており、環境負荷の低減に向け、環境配慮行動の実践や廃棄物の減量・循環利用、生物多様性の保全などの取り組みを推進することや地球温暖化防止と活力あるまちづくりの両立、豊かな自然環境の地域資源としての活用など、新たな視点に基づく取り組みも重要になってきています。

こうしたことから、社会情勢等の変化や新たな視点を踏まえ、今後の環境施策の基本的な方向を示すため、第三期帯広市環境基本計画を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、帯広市環境基本条例第9条に基づき策定するとともに、環境施策に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定します。

また、生物多様性基本法第13条に基づき、帯広市の区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「帯広市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

生物多様性基本法 第13条(抜粋)

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

計画期間

本計画は、2020(令和2)年度から2029(令和11)年度までの10年間を計画期間とし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて適切な見直しを行います。

市・事業者・市民の役割

地域の環境を守り、創造していくためには、市・事業者・市民がそれぞれの役割に応じて行動していくことが重要です。

また、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策については、事業者や市民と協働して取り組みます。

■帯広市環境基本条例 市・事業者・市民の責務

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造を図る見地から環境への影響が低減されるよう配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

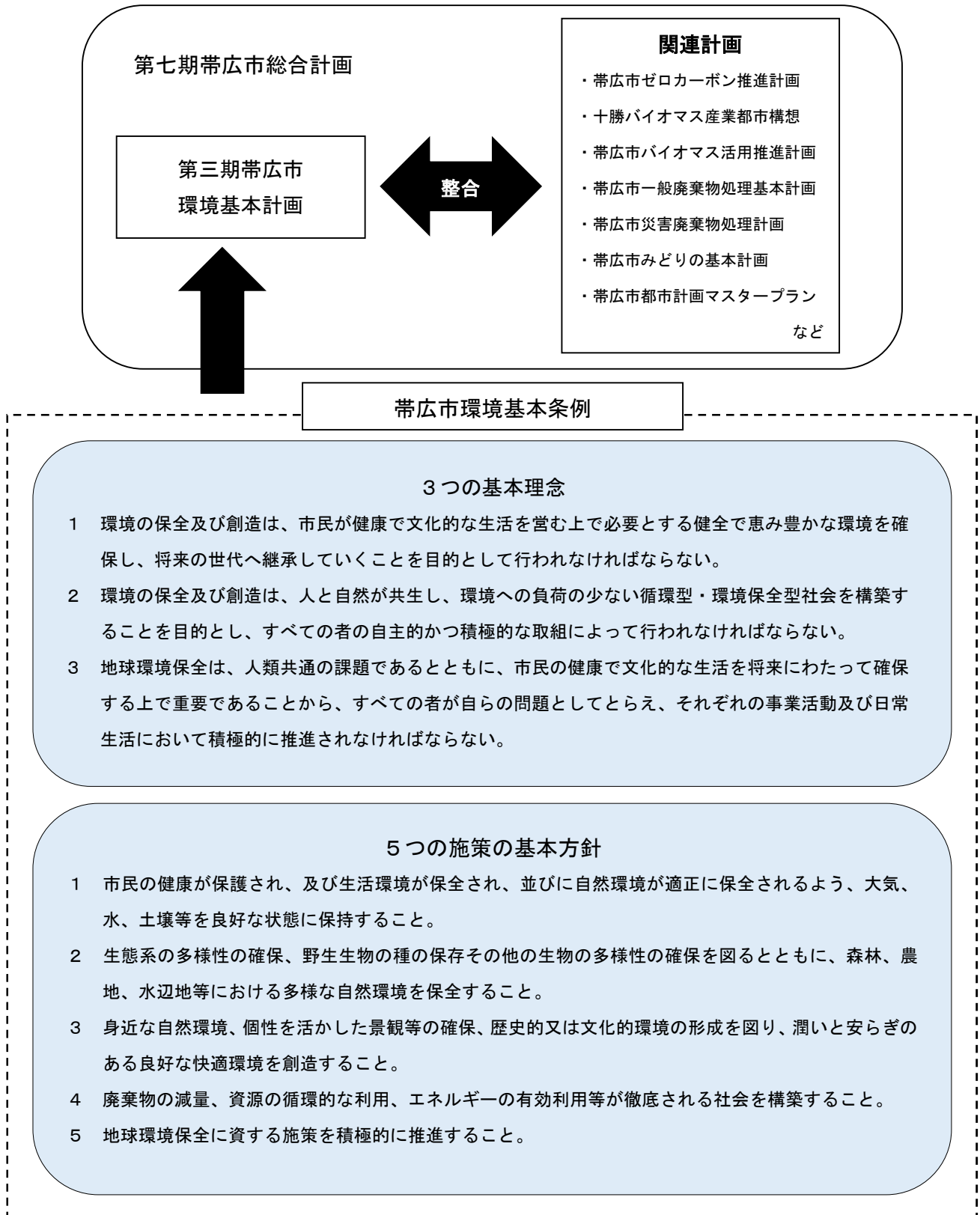
第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（「帯広市環境基本条例」より抜粋）

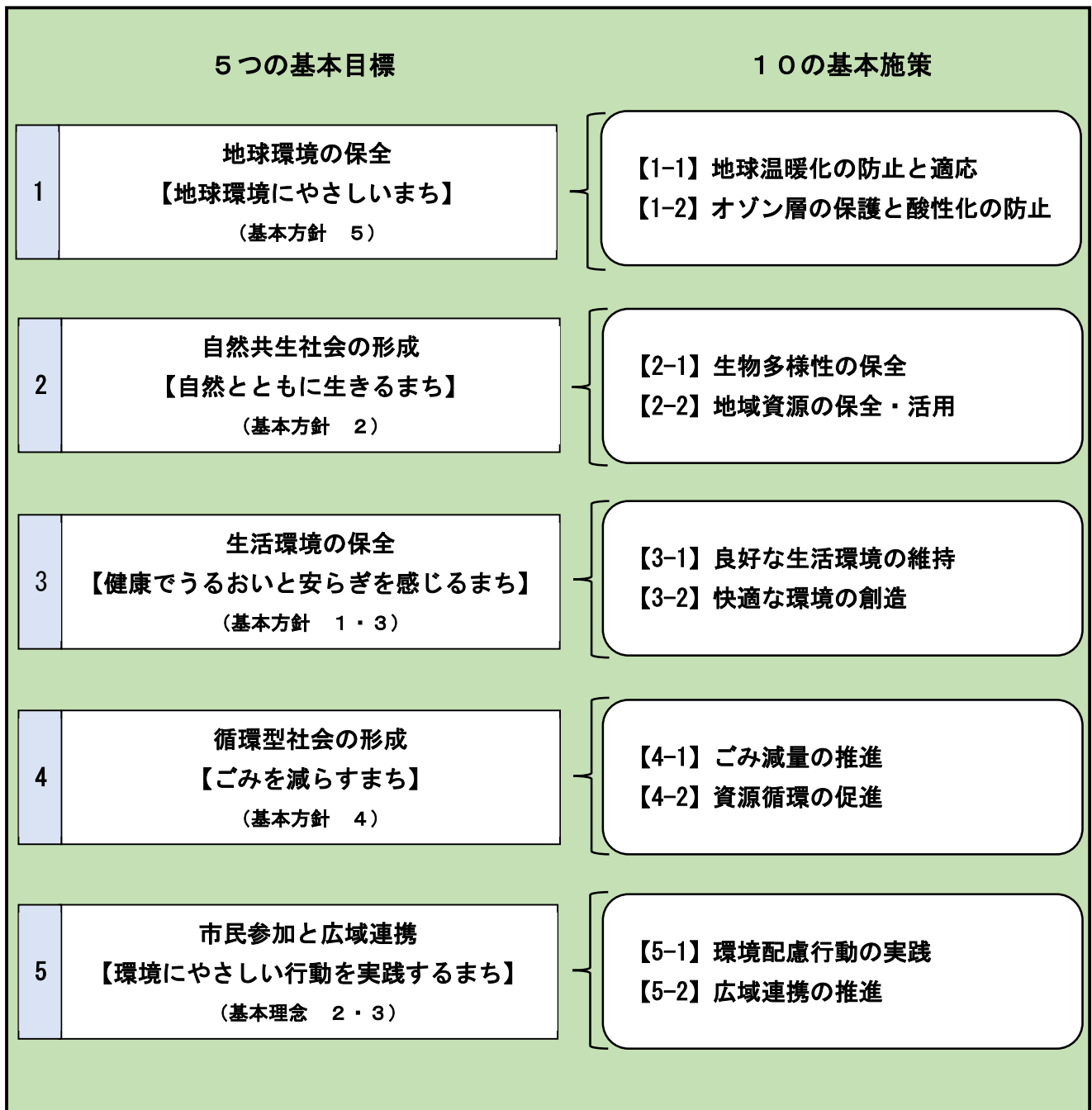
第三期帯広市環境基本計画の体系

第三期帯広市環境基本計画は、帯広市環境基本条例の3つの基本理念、5つの施策の基本方針に基づき、取り組みをすすめます。



本計画では、帯広市環境基本条例に掲げる基本理念と施策の基本方針に基づき、環境行政を取り巻く状況を踏まえて、5つの基本目標を設定します。

また、5つの基本目標達成に向け、市、事業者、市民が取り組むための10の基本施策を設定します。



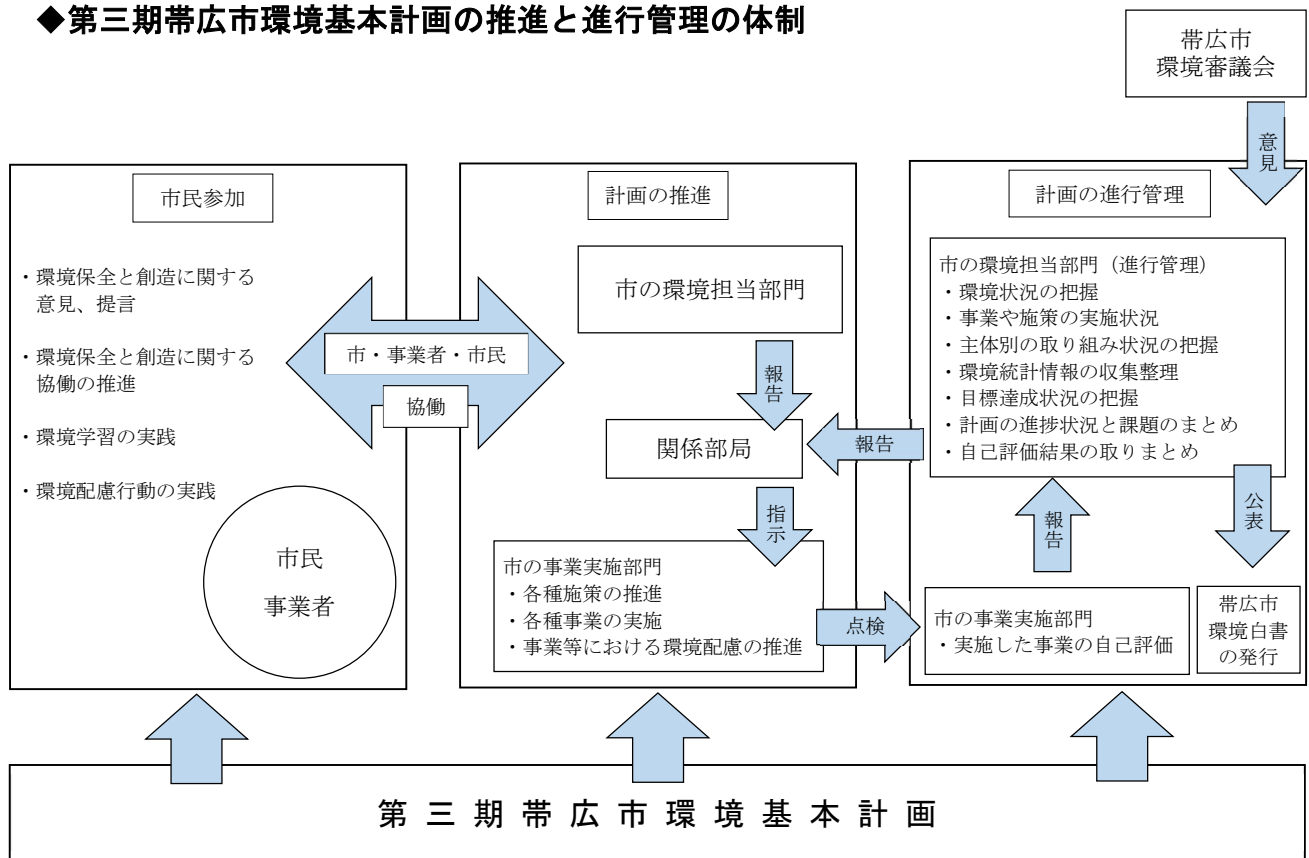
推進体制と進行管理

本計画の推進にあたっては、市・事業者・市民が協働し、環境配慮行動の実践などの取り組みをすすめます。

また、計画の進行管理については、取り組みの実施状況や環境指標項目による取り組みの進捗状況の点検を行うとともに、帯広市環境審議会から意見を求めます。

計画の進捗状況等は、毎年発行している帯広市環境白書を通して市民へ公表します。

◆第三期帯広市環境基本計画の推進と進行管理の体制



第 2 章

帯広市における環境の現状、 目標値と今後の取り組み

基本目標 1 地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】

近年、温室効果ガス排出量の増加を主要因とする地球温暖化の進行、これに伴う気候変動などの影響が顕在化してきていることから、地球温暖化対策やオゾン層の保護などに、市・事業者・市民が協働で取り組むことにより、【地球環境にやさしいまち】を目指します。

環境指標項目	現状値 データ年度	目標値
1人あたりの温室効果ガス排出量	8.70t-CO ₂ 2020(令和2)年度	5.80t-CO ₂ 2029(令和11)年度
再生可能エネルギー等の導入による CO ₂ 排出削減量	57,640 t-CO ₂ 2018(平成30)年度	130,424 t-CO ₂ 2029(令和11)年度

基本施策【1-1】 地球温暖化の防止と適応

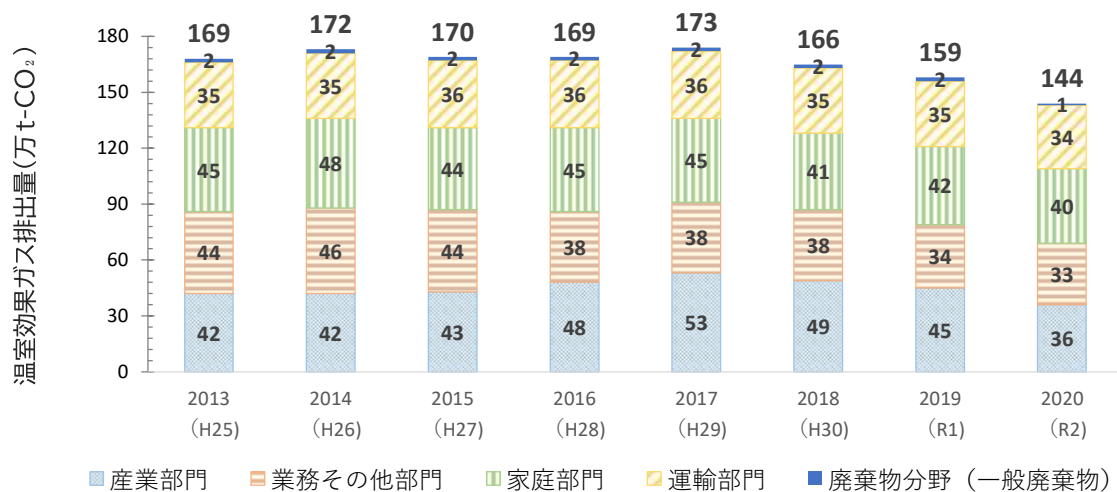
【温室効果ガス排出状況】

地球温暖化の防止には、主要因である温室効果ガス排出量の減少が必要です。

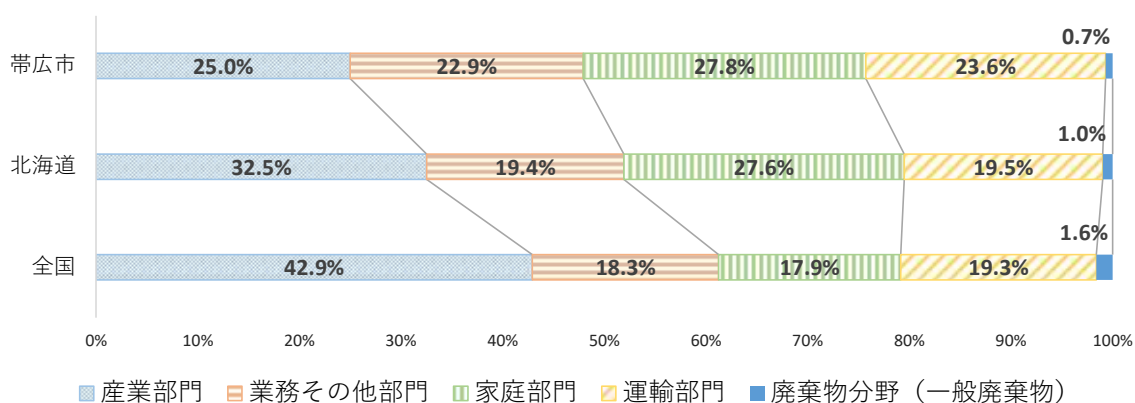
2020(令和2)年度の帯広市内における温室効果ガスは144万t-CO₂が排出され、2013(平成25)年度と比較すると14.8%減少しており、排出割合は家庭部門からの排出が約3割を占め、最も大きくなっています。

本市と国や北海道の排出割合を比べると、家庭部門の排出割合が国よりも高くなっており、その要因としては、積雪寒冷地のため冬季における家庭での暖房使用などの消費エネルギーが大きいことが挙げられます。

また、運輸部門や業務その他部門の排出割合についても国や北海道と比べ高くなっており、その要因としては、運輸部門が日常生活における交通手段として自家用車を使用する割合が高いこと、業務その他部門が卸売・小売業や飲食・宿泊サービス業など第3次産業中心の産業構造であることが挙げられます。



帯広市内からの温室効果ガス排出量の推移 (帯広市環境課資料)



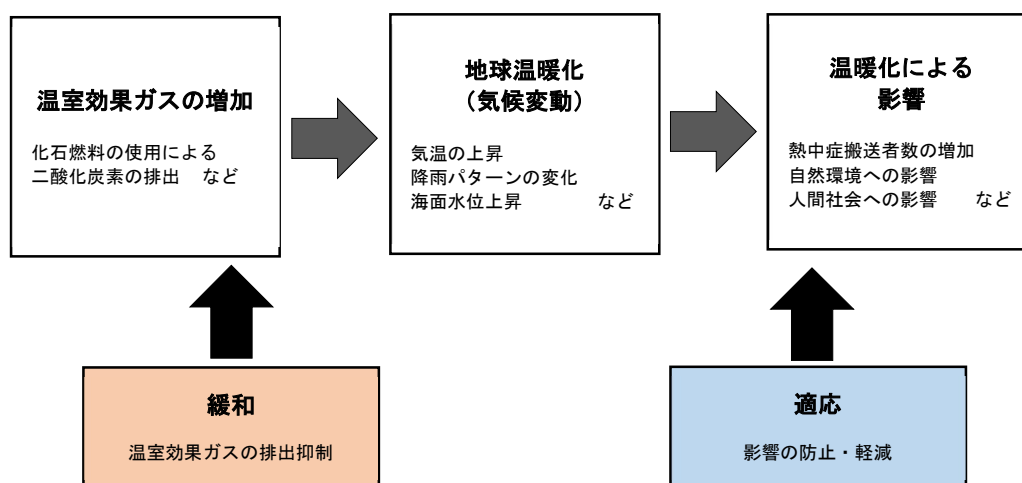
2020(令和2)年度 帯広市、北海道及び全国の二酸化炭素排出量の割合 (帯広市環境課資料)

【地球温暖化への対応】

地球温暖化対策については、「緩和」と「適応」の2つの考え方があります。

緩和策とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図る施策です。省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など、帯広市がこれまで取り組んできた地球温暖化対策の多くがこの緩和となり、まずは、この緩和を着実に実施していくことが重要です。

一方で、既に現れ始めている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を防止・軽減するための適応にも対応していく必要があります。



緩和と適応のイメージ

気候変動の影響は、環境面だけでなく、農林水産業をはじめとした産業や、市民の生活・健康など、私たちのくらしの様々な部分に及ぶとされている一方で、気候変動による影響をチャンスと捉え、社会に役立つ新たな製品やサービスを展開する事業者も現れてきています。

今後起こり得る気候変動による影響に対して、市民や事業者等が柔軟に対応できるよう、「適応」についての理解を深めるための周知等を行うとともに、気候変動適応法に基づく気候変動適応北海道広域協議会などの関係団体と連携し、気候変動の影響を防止・軽減するための情報収集を行っていく必要があります。

・気候変動適応に取り組む分野と主な適応策

分野	項目	適応策
産業	農業	ほ場での試験研究による営農技術の向上や、病虫害発生予察等に関する情報提供 等
	林業	健全な森林資源の維持増進 等
	観光業	観光・レジャーに及ぼす影響について、情報収集と国等と連携した対策の検討 等
自然環境	水資源	水資源保全地域における適正な土地利用の確保
	陸域生態系	エゾシカ等の生息状況把握や有害鳥獣駆除による分布の拡大防止 等
	分布・個体群の変動	特定外来生物に関する情報収集と対策の実施
自然災害	河川	地域防災訓練や防災出前講座による防災意識の普及啓発 等
	山地	土砂災害警戒区域等の対象区域住人への戸別訪問による注意喚起
	その他	樹木の伐採・剪定による適正な維持管理
生活・健康	暑熱	ホームページ等を活用した熱中症予防に関する情報発信 等
	感染症	予防接種法に定められた対象疾病の定期予防接種の実施
	都市インフラ・ライフライン等	災害に強い都市形成の推進 等

＜今後の取り組み＞

○帯広市ゼロカーボン推進計画に基づき、「緩和」と「適応」の地球温暖化対策に取り組めます

【緩和】

- ・無駄なエネルギー消費を減らし、効率よく使う省エネルギー対策を進めます。
- ・使用するエネルギーを太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの利用への転換を進めます。
- ・次世代自動車の普及や公共交通機関の活用など、環境負荷の少ない移動手段への転換などを進めます。
- ・あらゆる機会での普及啓発や効果的な情報発信、多様な主体・世代への環境教育の推進等を通じて、一人ひとりの行動変容、ライフスタイルの転換を図ります。
- ・市有林等の整備や、帯広の森、都市緑地の適正な維持管理、植樹などの温室効果ガス吸収源対策を進めます。

【適応】

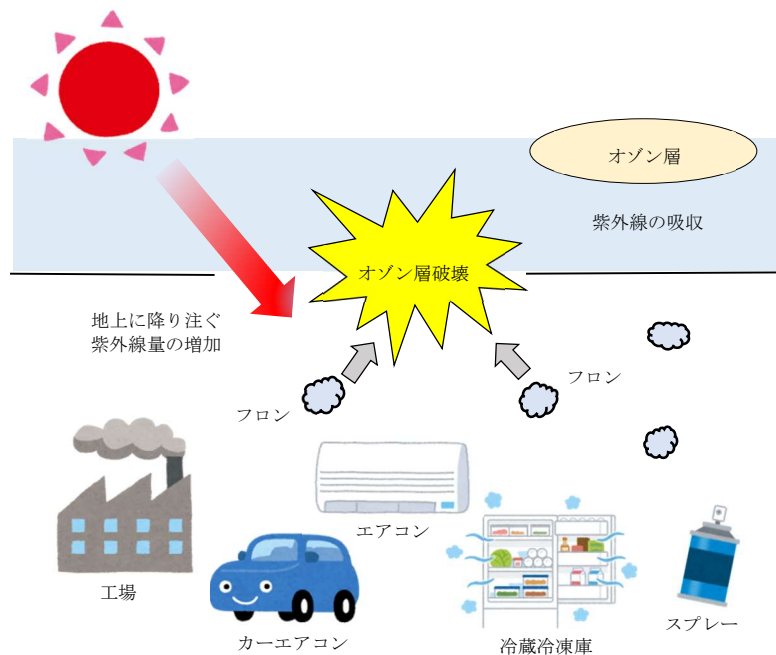
- ・産業、自然環境、自然災害、生活・健康分野において、本市の地域特性に応じた適応の取り組みを進めます。

基本施策【1-2】

オゾン層の保護と酸性化の防止

【オゾン層の保護】

帯広市では家電リサイクル法施行以前の 1995(平成 7) 年より、家庭用冷蔵庫からオゾン濃度低下の原因となるフロンを回収を行うなど、フロンを大気中に放出させない取り組みをすすめてきていますが、オゾン層を保護するため、フロンの排出を抑制することが必要です。



【酸性化の防止】

帯広市では 1992(平成 4) 年度から酸性雪の調査を行っており、2017(平成 29) 年度までの期間中最高で pH6.2、最低で pH5.0、平均で pH5.7 となっており、概ね良好に推移しています。

酸性雨、酸性雪の原因である石炭や石油などの化石燃料の燃焼に付随して大気中に排出される窒素酸化物や硫黄酸化物などの排出を抑制することが必要です。

＜今後の取り組み＞

○オゾン層の保護に向けた啓発を行います

- ・フロン排出抑制法に基づく、フロン類使用機器の適正な管理やフロン類の回収及び適正処理を啓発します。

○酸性雪の調査を定期的に行います

- ・定期的な酸性雪の調査を行うほか、化石燃料の使用削減などの発生抑制に取り組みます。

基本目標 2

自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】

私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みである清澄で豊かな水や良質な農産物を生産する土壌など、豊かな自然環境に支えられています。

今後も生物多様性の恵みを持続的に享受していくため、生物多様性の損失を食い止め、肥沃な大地を保全し、地域の自然資源を有効活用していくことにより、【自然とともに生きるまち】を目指します。

環境指標項目	現状値 データ年度	目標値
帯広の森の育成に関わる 活動者数	3,039 人 2018(平成 30) 年度	3,122 人 2029(令和 11) 年度
市内森林面積の減少率	0.02% 2018(平成 30) 年度	0% 2029(令和 11) 年度

基本施策【2-1】

生物多様性の保全

【帯広市の生物多様性】

帯広市の山間部は、日高山脈襟裳国定公園にも指定され、ヒグマやオオタカをはじめとする生きものを頂点に、クマゲラ、エゾシカ、ナキウサギなど様々な生物に貴重な生息場所を提供する重要な森林が広がっています。

それに続く農村部の林には、オオタカやフクロウ、アカゲラのほか、エゾユキウサギ、キタキツネ、エゾモモンガなどが生息しています。農村部などに残された良好な自然環境を有する林は、帯広市自然環境保全条例に基づいて帯広市自然環境保全地区に指定されています。

アオジやアカゲラ、エゾリスなどが生息している市街地の林は、都市緑地や自然林を活用した公園として維持されています。



特定外来生物のアライグマ（環境省ホームページより）

生物多様性は、開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、外来種などの持込みによる生態系のかく乱、地球環境の変化による危機にさらされています。

帯広市においても、農地造成による森林の伐開や防風林の伐採などによる森林面積の減少や特定外来生物の生息・生育域拡大により、生物多様性の損失が懸念されており、その保全を図ることが必要となっています。

＜今後の取り組み＞

○特定外来生物対策に取り組みます

- ・生息域が拡大しているアライグマなどの特定外来生物について、アライグマ等防除計画や帯広市鳥獣被害防止計画に基づき防除をすすめます。

○生物多様性に関する情報発信等を行います

- ・帯広の森や農村部の優れた自然などで行われる体験学習、市ホームページなどによる情報発信などを通じ、生物多様性の重要性について普及啓発を行います。

○自然環境保全地区等の保全・監視を行います

- ・自然環境保全地区等の維持・監視の実施により、多様な動植物が生息する良好な自然環境を保全します。

○工事等の実施にあたり自然環境を保全します

- ・帯広市自然環境保全条例や帯広市緑のまちづくり条例、公共工事環境配慮ガイドラインを踏まえ、自然環境に配慮した工事等を実施します。

基本施策【2－2】 地域資源の保全・活用

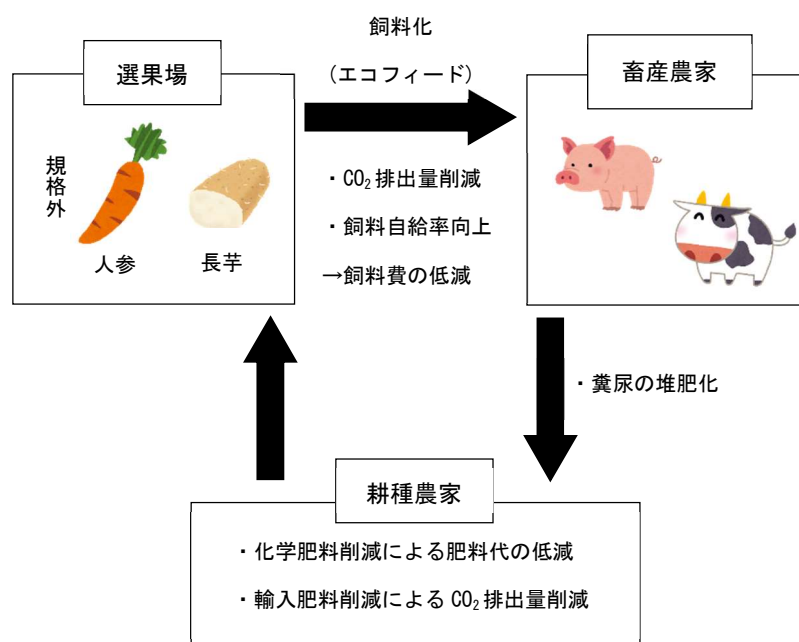
【環境保全型農業の推進】

帯広市の農業は、農地への堆肥の施用や不(省)耕起栽培などにより、土壌への二酸化炭素の貯留を促進し、広大な農地を温室効果ガスの吸収源とする取り組みをすすめています。

また、化学合成農薬や化学肥料の削減により、生物多様性の保全に貢献する環境に配慮した農業をすすめています。

更に、選果場残さや農産物残さなどから製造される家畜飼料であるエコフィードの活用や、ほ場で発生する規格外品の有効活用により廃棄物の削減を図るとともに、飼料自給率の向上により、輸入飼料及び飼料輸送に係る温室効果ガス排出量の削減を図るなど、地球温暖化防止にも貢献しています。

今後も農業分野において、地球温暖化の防止や生物多様性に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に取り組んでいく必要があります。



【自然資源の保全と活用】

十勝と日高にまたがる「日高山脈襟裳国定公園」は豊かな生態系や特徴的な成り立ち、傑出した景観を有していることから、十勝・日高の自然環境にとって重要な地域であり、日高山脈に連なる山麓部は木材等の生産だけでなく、風害防止、山地災害防止、水源涵養、生物多様性の保全に加え、森林浴などの保健・レクリエーションなど多くの機能を有しています。

こうした資源は、人々に安らぎやうるおいを与える自然空間として保全していくとともに、観光や学習の場として利活用していく必要があります。

【先人の知恵と歴史に学ぶ】

帯広市では、アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことのできるアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の設置や、身近な自然をアイヌ文化の視点で紹介する自然観察会などを開催しています。

アイヌ民族は、自然や環境を大切にし、言語や音楽・舞踏・工芸・祭事等において独自の文化を育んでおり、地域資源を保全・活用していく上で、こうした知恵と歴史に学ぶことが重要です。



アイヌ民族文化情報センター「リウカ」

＜今後の取り組み＞

○環境保全型農業の取り組みを推進します

- ・農地を温室効果ガスの吸収源とする取り組みのほか、化学合成農薬や化学肥料の削減、エコフイードの活用等による環境に配慮した農業を推進します。

○地域固有の景観特性に応じた景観形成に取り組めます

- ・森林は、生物多様性の保全や自然災害の防止、美しい景観の形成など多面的な機能を有していることから、今後も適正な維持管理に取り組むとともに、豊かな十勝・帯広らしい魅力ある景観づくりをすすめます。

○自然資源の利活用をすすめます

- ・食や自然など恵まれた地域資源を、観光や環境学習において利活用していきます。

○日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向けた取り組みをすすめます

- ・日高山脈の多様な自然の保護強化や、知名度の向上、地域資源として活用を図るため、日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向け、要望活動や関係自治体との連携強化をすすめます。

○先人の知恵と歴史を学ぶ場を提供していきます

- ・自然や環境を大切にするアイヌ文化の普及・啓発や、理解の促進に取り組み、先人の知恵と歴史を学びながら自然共生社会を形成していくため、市民の学びの場を提供します。

基本目標 3

生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】

私たちが、健康でうるおいと安らぎを感じながら生活するためには、きれいな水と空気などの良好な環境を維持していくことや、身近なみどり・水辺の空間づくりが重要です。

大気環境や河川水質などの監視・測定、市や事業者、市民が協働したみどりづくりなどを実施することにより、【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】を目指します。

環境指標項目	現状値 データ年度	目標値
市民1人あたりの公園面積	46.8 ㎡ 2018(平成30)年度	49.0 ㎡ 2029(令和11)年度
河川水質の環境基準の達成率 (BOD75%値)	100% 2018(平成30)年度	100% 2029(令和11)年度

基本施策【3-1】

良好な生活環境の維持

【生活環境の状況】

・大 気

帯広市における大気汚染の主要因は、暖房や自動車の使用などに起因するもので、特に冬期に大気汚染物質濃度が高くなる傾向を示しますが、風向風速等の気象条件によっても大きく影響を受けています。

帯広市では、1983(昭和58)年度から自動測定装置により大気汚染物質を測定してきましたが、大気環境の改善が進んだため、2018(平成30)年度からは測定体制を常時監視測定から、窒素酸化物の季節ごとの短期測定に変更して実施し、測定した全ての項目で環境基準を達成しています。

また、近年は大陸の森林火災や産業活動に伴い発生する大気汚染物質に影響を受けたと思われる事例が全国で観測されており、2016(平成28)年11月から北海道と協力し、帯広市内で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っており、通年で測定を実施した2017(平成29)年度は、環境基準を達成しています。

・水 質

帯広市内の河川水質については、1975(昭和50)年頃までは生活排水の流入などにより、特に住宅地を流れる河川において汚濁がみられました。

その後の下水道の普及等に伴い河川水質は改善されており、帯広川等の環境基準類型指定河川では全ての測定地点でBOD75%値が環境基準を達成しています。

一方、大腸菌群数については、一部の河川で夏場に高い数値を示す地点があり、また、農村部を流れる河川の一部で硝酸性窒素濃度が高い状態が続いています。

・騒音

騒音については、道路交通騒音と航空機騒音の測定を行っています。

道路交通騒音については、国道沿いの一部で環境基準の超過が見られますが、幹線道路における道路交通騒音面的評価で、概ね環境基準を達成しています。

航空機騒音については、自衛隊使用の十勝飛行場周辺で常時測定を行っています。また、民間航空機使用のとから帯広空港では、年に1回の測定を行っており、いずれも環境基準を達成しています。

・悪臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき、規制地域内の主な悪臭発生事業場で測定を行っており、全ての地点で規制基準内の状態を継続しています。

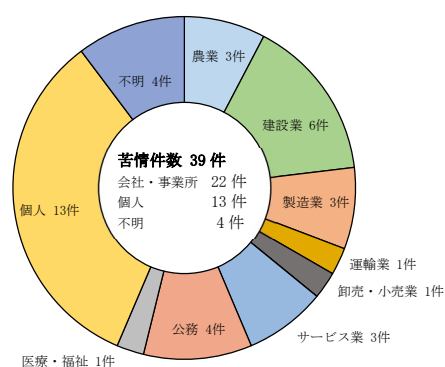
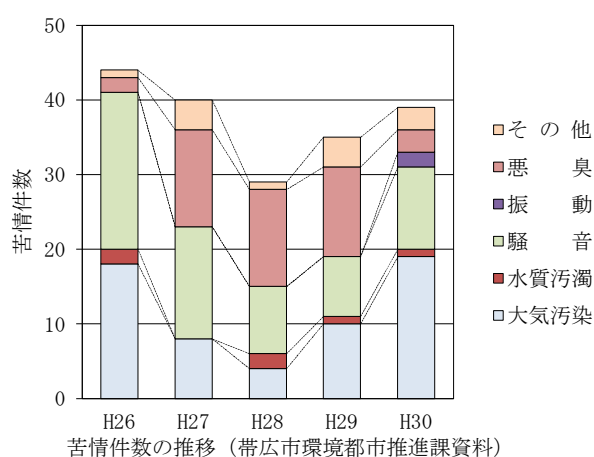
・地盤沈下

帯広市では、1969(昭和44)年の国土地理院による測量結果を受け、1977(昭和52)年から2001(平成13)年まで地盤沈下の状況を観測する精密水準測量を実施しました。また、原因となる地下水位の測定を実施し、動向を把握しており、現在は安定している状態です。

・公害苦情

市民から寄せられる苦情については、解体・建設工事に伴う騒音や振動、航空機や音響機器、ボイラーなどによる騒音など、原因は多岐に渡っています。

近年は、日常生活における身近な近隣関係の苦情が多くなってきていますが、苦情の内容は関係法令の適用対象外や違反に当たらない場合が多く、より快適な生活環境を求める苦情が多くなっています。



2018(平成30)年度発生源別苦情件数 (帯広市環境都市推進課資料)

大気や水質、騒音など、いずれも国の定める環境基準を概ね達成していますが、良好な生活環境を維持していくため、指導や対策に取り組む必要があります。

＜今後の取り組み＞

○環境基準の達成に向け取り組みを行います

- ・大気環境や河川水質、騒音や悪臭などの監視・測定のほか、法令に基づく規制や立入調査、届出などを通じ、公害の未然防止と良好な生活環境の維持に取り組めます。

○公害の未然防止に取り組めます

- ・環境保全に関して配慮が必要な工事等について、企業等との公害防止協定を締結し、公害を未然に防止し、周辺環境との調和を図ります。

基本施策【3－2】 快適な環境の創造

【帯広の森づくり】

帯広の森は、市民植樹祭や市民育樹祭などの多くの市民の参加により、森づくりがすすめられてきた結果、市街地の近くにありながら、帯広の森一帯が緑の回廊となり、エゾモモンガやエゾサンショウウオに代表される貴重な生きものが生息する、いのち豊かな森が形成されています。

森の中には園路が配置され、自然の懷に抱かれながら、市民が散策やウォーキングなどを楽しむことができるほか、帯広の森の育成管理・利活用の拠点施設である「帯広の森・はぐくむ」では、森づくり活動や自然観察会などの体験行事の実施や情報発信により、森に関わる人材の発掘や育成を行うとともに、森の調査研究や研究結果を活かした森づくりボランティアへの支援をすすめています。



帯広の森・はぐくむ



帯広の森

【みどり豊かな都市の形成】

帯広市の公園及び緑地は、2019(平成 31)年 3 月末時点で 197 カ所、総面積は 727.57ha となっており、うるおいと安らぎを感じることができる場所として、多くの市民に利用されています。

公園は、都市の安全性の確保やレクリエーション活動、憩いの場、地域活動の拠点として市民生活にとって重要な場所です。緑地については、スポーツ・レクリエーション活動や水辺の空間として、楽しく安全に利用できるよう適正に維持するとともに、都市内に残されている貴重な樹林地は、動植物の生育空間や市民のオアシスとして、周辺の土地利用状況などに配慮しながら保全を行っています。

また、樹木の特色を生かし、周辺環境や景観に配慮しながらみどりのつながりを確保し、帯広らしい街並みを形成するための計画的な街路樹の整備を行っています。

その他、地域住民のみどりづくりの場やまちの景観向上のため、植樹マスを活用した草花などによるみどりづくりや、小中学校やコミュニティセンターなどの身近な公共施設において、子どもたちや地域の人たちがみどりに触れ合い、みどりづくりを体験し、交流できる花壇づくりも行っています。

十勝川・札内川をはじめとする都市内の中小河川においては、河川の自然環境に配慮しながら、市民が安らぎや憩いを得ることができる安全な水辺の空間づくりを行っています。

社会情勢が変化していく中で、帯広の森づくりや緑豊かな都市形成により、みどりが持つ多様な機能を、健康・福祉や観光、コミュニティ活動などに活かしていくことが必要となっています。



西帯広公園



治水の森公園(十勝川水系河川緑地)

＜今後の取り組み＞

○帯広の森づくりをすすめます

- ・市民団体等との連携・協働による育成管理や調査研究、体験イベントなどにより、自主的・継続的に森づくりに関わる人材育成をすすめるとともに、市民に親しまれる森の利活用を図ります。

○公園・都市緑地等の適切な保全・管理をすすめます

- ・少子高齢化・人口減少社会を見据え、これまでの公園緑地の整備等で得られたみどりや施設を適切に保全・管理し、みどりの質の向上や公園の賑わいの創出を図り、安全・安心な公園整備をすすめます。

○市民との協力による良好な都市景観の形成をすすめます

- ・都市と農村を結ぶ水・緑に象徴される自然環境や都市形態上の特徴であるグリッドパターンなどの個性を大切にし、市民との協調を基本としながら、景観づくりをすすめます。
- ・道路や河川、学校やコミュニティセンターなど公共施設だけでなく住宅や事業所などの敷地においても、市民参加によるみどりづくりを行い、豊かなみどりやその大切さを感じることができる潤いのある景観づくりを促進します。

基本目標 4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動は、環境保全や資源の循環利用の面において様々な問題を引き起こしています。環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継いでいくために、ごみを出さない、再使用する、再生利用するという意識の向上と取り組みをすすめ、【ごみを減らすまち】を目指します。

環境指標項目	現状値 データ年度	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	935g 2018(平成30)年度	800g 2029(令和11)年度
リサイクル率	24.7% 2018(平成30)年度	30% 2029(令和11)年度

基本施策【4-1】 ごみ減量の推進

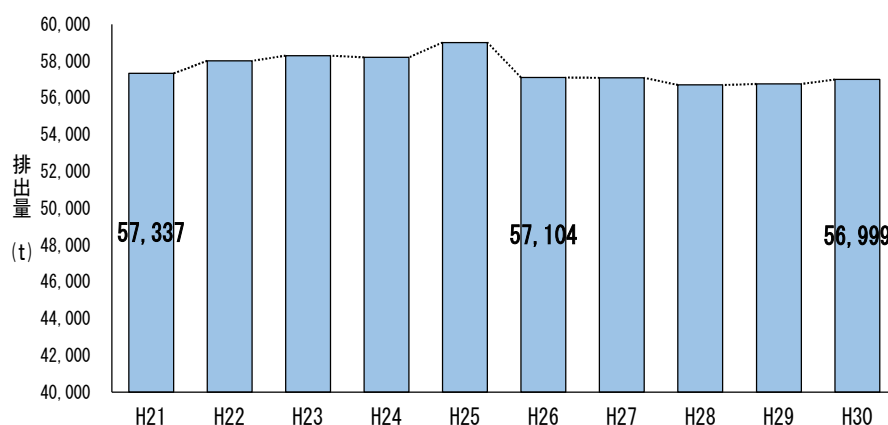
【ごみの総排出量】

産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物は、一般家庭の日常生活から生じる「家庭系ごみ」と、商店やオフィス、レストラン等の事業活動から生じる「事業系ごみ」に分けられます。

家庭系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみなど6種17分類を基本とし、ごみ処理施設に搬入されています。

事業系ごみは、事業者の責任において事業者自らまたは、収集運搬許可業者によりごみ処理施設に搬入されています。

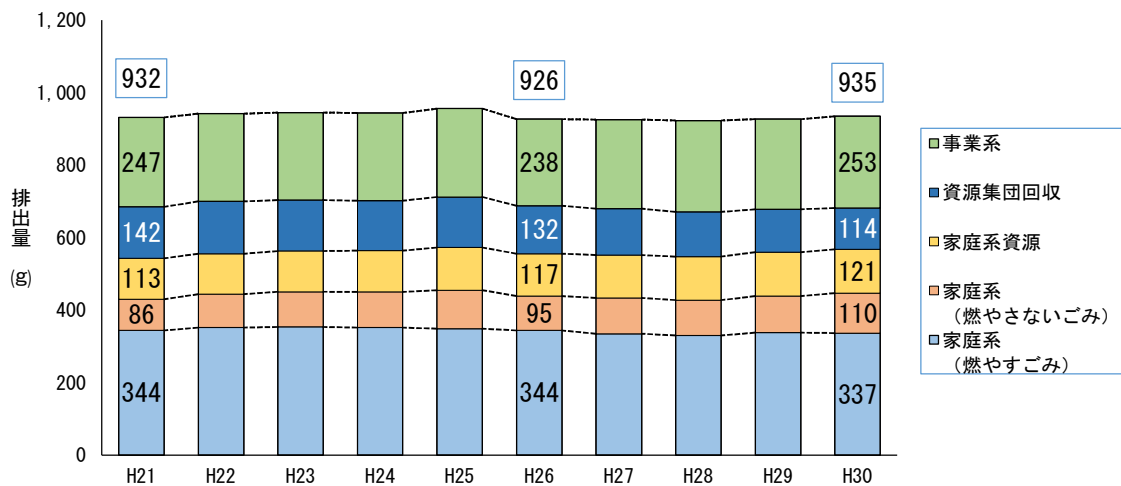
2018(平成30)年度のごみ排出量は、家庭系ごみ(資源ごみ含む)が34,641t、事業系ごみが15,397トン、資源集団回収が6,961tとなり、総排出量が56,999tとなりました。2009(平成21)年度と比較すると、0.6%減少しています。2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までは概ね増加傾向でしたが、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。



ごみの総排出量の推移 (帯広市清掃事業課資料)

【1人1日あたりの排出量】

帯広市の1人1日あたりの排出量は、2018(平成30)年度に935gとなっており、2009(平成21)年度と比較すると、0.3%増加していますが、過去10年間では、ほぼ横ばいで推移しています。



1人1日あたりのごみ排出量の推移（帯広市清掃事業課資料）

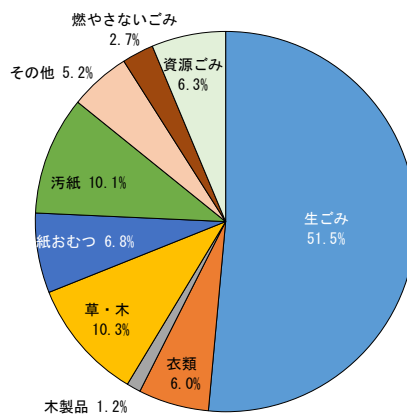
【家庭系ごみの組成分析】

家庭から排出される「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「資源ごみ」の組成分析結果(2016(平成28)年度から2018(平成30)年度までの3ヵ年の平均値)は、次のとおりとなっています。

・燃やすごみ

燃やすごみの組成割合は、生ごみの占める割合が最も高く、51.5%となっています。

次に草・木が10.3%となっています。

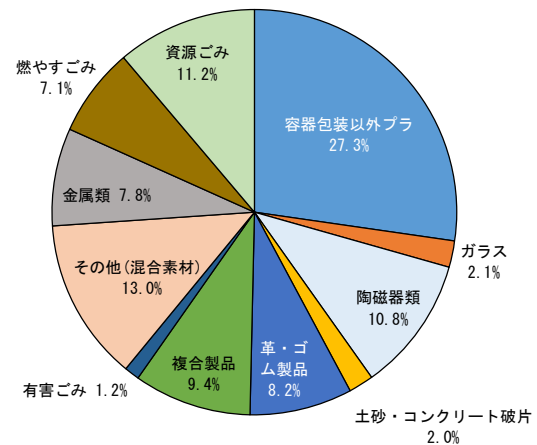


(帯広市清掃事業課資料)

・燃やさないごみ

燃やさないごみの組成割合は、容器包装以外のプラスチック類(プラスチック製品、おもちゃ等)が27.3%、その他(混合素材)が13.0%となっています。

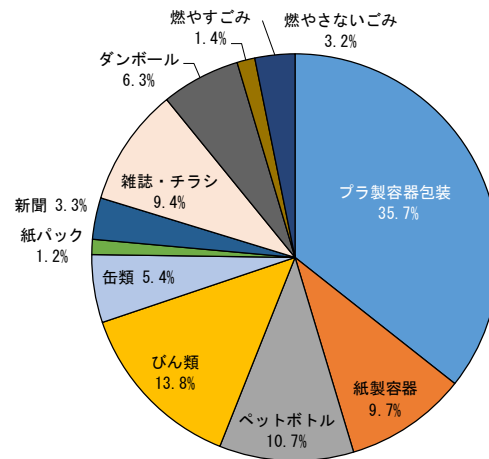
また、資源ごみの混入割合が11.2%と高くなっています。



(帯広市清掃事業課資料)

・資源ごみ

資源ごみの組成割合は、プラスチック製容器包装が35.7%、びん類(雑びん)13.8%、ペットボトルが10.7%となっています。



(帯広市清掃事業課資料)

廃棄物の減量化に加え、廃棄物を貴重な資源として有効活用していく観点から、従来の社会のあり方や、人々のライフスタイルを見直し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に向けた取り組みをすすめる必要があります。

＜今後の取り組み＞

○ごみの発生抑制と再使用等による減量化をすすめます

- ・「不要なものを購入しない」、「使い捨て商品の購入を控える」、「繰り返し使うことができる商品を購入する」など、ごみの排出抑制や再使用を心掛けることを大切にしたライフスタイルの定着を目指し、効果的な啓発活動等に取り組みます。

○生ごみの減量化に向け、支援や啓発等を行います

- ・「食品ロス」の削減がごみ減量の取り組みに大きな影響を与えることから、宴会五箇条の周知など食品ロス削減についての理解・関心を深めるとともに、実践に向けて情報提供や普及啓発に取り組みます。
- ・「フードバンク活動」など、企業と個人、行政が一体となり、まだ安全に食べることができるにも関わらず廃棄されてしまう食料を無償で提供する活動への支援などを推進します。

○資源集団回収への積極的な参加と利用を促進します

- ・集団回収や回収業者への支援等による回収体制や、回収品目の拡大についての検討等をすすめ、地域における資源集団回収の積極的な参加と利用を促進します。

○環境学習・教育等の場を提供します

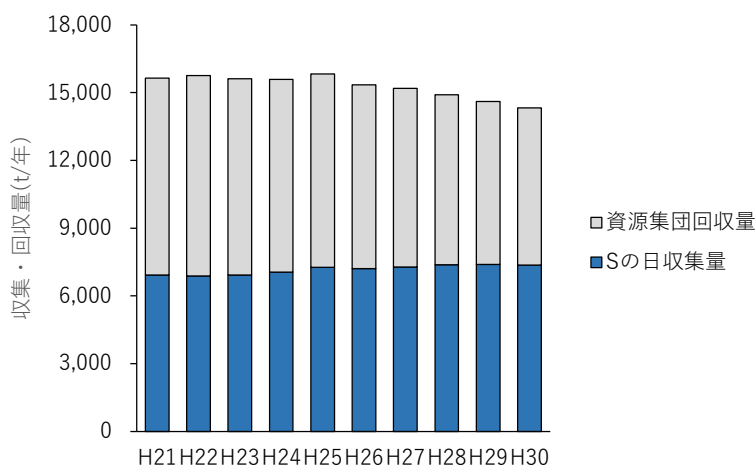
- ・子どもたちに対する環境学習・教育を実施していくとともに、ごみ懇談会等を通じて町内会や自主的な取り組みを行っている市民、事業者との情報交換や人材の育成等をすすめます。
- ・ごみ減量・資源化促進月間における市民参加型のイベント等を通じてごみ減量などに対する啓発活動に取り組みます。

基本施策【４－２】 資源循環の促進

【資源ごみの収集及び回収】

帯広市の資源ごみの収集・回収は、容器包装リサイクル法に基づき、1997(平成9)年10月から始まった帯広スタイル「Sの日」と、1981(昭和56)年度から資源回収モデル事業として開始した町内会等による「資源集団回収」の2種類があります。

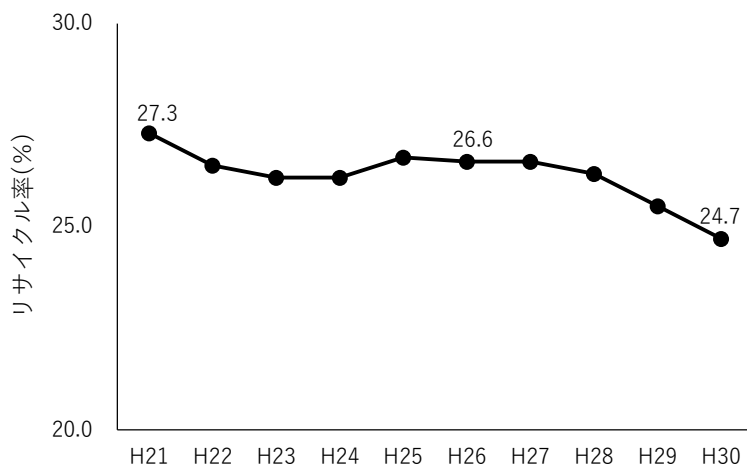
資源ごみの収集及び回収量は、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、2014(平成26)年度からは徐々に減少し、2018(平成30)年度には14,321tとなり、2009(平成21)年度と比べると1,327t減少しています。



資源ごみ回収量の推移（帯広市清掃事業課資料）

【リサイクル率】

2018(平成30)年度のリサイクル率は24.7%で、2009(平成21)年度と比較すると、2.6%減少しており、過去10年間では、2013(平成25)年度にいったん増加したものの、全体的には概ね微減傾向にあります。



リサイクル率の推移（帯広市清掃事業課資料）

ごみの適正排出の徹底を図り、資源ごみを有効活用していくため、市民への意識啓発に取り組む必要があります。

＜今後の取り組み＞

○ごみの適正排出・適正処理の徹底を図ります

- ・分別パンフレットやごみコミュニティメールなどの各種広報媒体を活用した周知、清掃指導員による個別指導などにより、分別ルール of 徹底を図ります。

○資源ごみの再生利用を促進します

- ・再使用(リユース)ができないものでも、再生使用(リサイクル)や熱回収といった循環的利用が可能なものもあるため適正な分別に基づき、また、ごみとして出てしまうものでも適正な分別排出を促し、リサイクルを推進します。

○再生品の積極的な利用を行います

- ・再生品の利用は、資源循環のためには非常に重要であることから、帯広市においては、グリーン購入法に基づき率先して再生品の利用を行います。

基本目標 5 市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】

地球温暖化の防止や自然環境の保全を推進していくためには、市はもとより、市民、事業者がそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら継続的に取り組みをすすめていく必要があり、そのためには様々な方に日常生活や日頃の活動の中から「環境配慮行動」を実践していくことや、十勝全体で取り組みをすすめていくことにより【環境にやさしい行動を実践するまち】を目指します。

環境指標項目	現状値 データ年度	目標値
清掃ボランティア (エコフレンズ)登録者数	3,940 人 2018(平成 30)年度	4,050 人 2029(令和 11)年度
出前環境教室参加人数(累計)	24,742 人 2018(平成 30)年度	42,342 人 2029(令和 11)年度

基本施策【5－1】 環境配慮行動の実践

【清掃活動】

帯広市において、「自分たちのまちは自分たちの手で美しく」という共通認識のもと、地域住民や地元企業の力を原動力とし、行政がサポートする「まち美化サポート事業」を実施しており、「クリーン・キャンパス・21」や「エコフレンズ」の活動を推進しています。また、帯広市町内会連合会が主催する「全市一斉河川清掃」の実施を支援しています。



クリーン・キャンパス・21 全体清掃

【環境に関する市民交流】

多くの市民が幅広く、多様な環境に関する問題や互いの活動の内容を知り、環境活動への参加につなげていくことを目的として、2002(平成14)年度より、とかち・市民「環境交流会」を開催しています。

環境をテーマに活動している団体や学生、事業者、行政などによる「環境」に関する展示や、省エネルギー機器やエコカーの展示・試乗体験などのほか、各団体の活動報告などを行っており、多くの来場者が訪れるイベントとして定着しています。



とかち・市民「環境交流会」の様子

【COOL CHOICEの推進】

脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買い換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」などの地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すため推進している国民運動を「COOL CHOICE」といいます。

家庭部門及び運輸部門からの温室効果ガスの排出割合が大きい帯広市においては、市民や事業者の積極的な環境配慮行動が重要なことから、広報や省エネ啓発チラシ等により、情報発信を行っています。

【環境にやさしい活動実践校】

自らの生活行動と、地球や地域の環境との関わりについて考え、身近なところから環境保全に向けた具体的な活動を行っている学校を「環境にやさしい活動実践校」として、市内の市立小中学校・高校の全41校が認定されており、支援を行っています。

【環境教育】

帯広市では、市民が環境に関心を持ち、環境問題に対して自ら実践することができる対策について学び、具体的な行動に結び付けるきっかけとなるよう、出前環境教室を実施しています。

特に、市内の小中学校・市立高校に対しては、庁内の様々な部署が児童・生徒に提供できる出前講座や民間企業と連携した講座等を集約したプログラム集を配布し活用を呼び掛けています。

また、児童・生徒だけでなく、市民や町内会などの団体に対しても環境問題についての普及啓発を実施しています。

地球温暖化をはじめとした環境問題は、市民一人ひとりが高い意識を持ち、日常生活の中で様々な行動を実践していかなければ解決することはできません。このため、多くの市民に環境問題を知り、考え、行動してもらうための取り組みを行うことが必要です。

＜今後の取り組み＞

○清掃ボランティアと協働し、取り組みを実施します

- ・市民や事業者と協働で「どこよりも美しいまち」を目指すため、参加企業が清掃活動を行う「クリーン・キャンパス・21」及び個人が清掃活動を行う「エコフレンズ」のまち美化サポート事業や全市一斉河川清掃などの活動を支援します。

○環境に関する市民交流の場を提供します

- ・多くの市民が幅広く、多様な環境に関する問題や互いの活動内容を知り、環境活動の輪を広げていくため、とかち・市民「環境交流会」等の市民交流の場を市民や事業者・市が協働で提供します。

○COOL CHOICEの普及に取り組みます

- ・家庭部門などからの温室効果ガス排出量削減のため、「COOL CHOICE」を普及し、環境配慮行動の実践を促進します。

○環境にやさしい活動実践校への支援を行います

- ・学校から、家庭や地域へと環境保全意識や活動が拡大していくよう、環境にやさしい活動実践校への支援を行います。

○出前環境教室など環境教育を実施します

- ・環境問題と自分たちの生活行動には密接な関係があること、自ら実践することができる様々な対策があることなどへの認識を深め、具体的な行動に結び付けるため出前環境教室などの環境教育をすすめます。

基本施策【５－２】 広域連携の推進

【十勝バイオマス産業都市構想】

十勝管内 19 市町村は、2013(平成 25)年に 7 府省から地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化を目指す「バイオマス産業都市」に選定されました。

大規模畑作・畜産業が展開されている十勝に賦存する豊富で多様なバイオマスを活用し、地域循環型社会の形成や自立・分散型エネルギー供給システムの構築、低炭素社会の実現に向けた取り組みをすすめてきており、2019(平成 31)年 2 月に農林水産省から構想の変更が承認され、2019(平成 31)年 4 月からは新たな構想が始まっています。

【十勝定住自立圏構想】

「十勝定住自立圏構想」の環境分野においては、「地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の構築」を目指し、環境意識の啓発や再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入促進について、連携したイベントの開催や、圏域における先進事例の視察などにより情報を共有するなど、広域連携での取り組みを行っています。

【JICAとの連携】

帯広市には、JICA北海道センター（帯広）が設置されており、東北北海道における国際協力の拠点として事業を展開しています。JICA北海道センター（帯広）では、開発途上国から、年間を通して数百名の研修員を受け入れており、各研修員は行政、環境、農林水産業等に関する研修コースにおいて、専門知識や技術を習得しています。

2018(平成 30)年度末までに受け入れた海外からの研修員は 6,493 名にのぼり、帯広市は、環境に関する研修コースを通して、環境行政や環境モデル都市としての取り組みを世界に発信しています。

十勝管内 19 市町村はそれぞれの行政区を単位としてまちづくりをすすめています。近年は住民活動の範囲が広がっていることから環境面における行政施策などについて、広域連携により取り組みをすすめ、十勝・帯広の環境に配慮した地域づくりと住民に対する環境意識の啓発を効果的かつ効率的にすすめていく必要があります。

＜今後の取り組み＞

○十勝バイオマス産業都市構想を推進します

- ・大規模畑作、畜産業が展開されている十勝に賦存する豊富で多様なバイオマスを活用し、地域循環型社会の形成や自立分散型エネルギー供給システムの構築、低炭素社会の実現に向け、十勝 19 市町村の連携により、持続的な地域経済を確立し、個性と魅力ある地域社会の形成を図ります。

○十勝 19 市町村が連携し、地球温暖化対策などに取り組みます

- ・帯広市だけでなく、十勝定住自立圏構想の枠組みを活用するなど、十勝管内 19 市町村が連携した地球温暖化対策などの取り組みをすすめます。

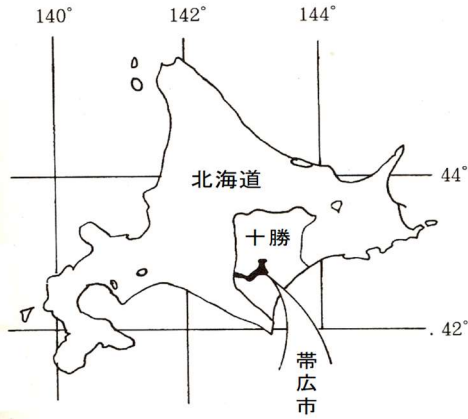
○JICAと連携し、帯広市の環境保全の取り組みを世界へ発信します

- ・年間を通して海外からの研修員が多く訪れる JICA 北海道センター(帯広)と連携し、帯広市がすすめる地球温暖化対策などの取り組みについて、各国からの研修員を通じ世界へ発信します。

資料編

帯広市の概況

1 地勢



【位置】

極東	東経 143 度 16 分 06 秒	} 東西
極西	東経 142 度 41 分 13 秒	
極南	北緯 42 度 36 分 53 秒	} 南北
極北	北緯 42 度 57 分 10 秒	

46.80km

43.30km

【面積】

619.34km²

(平成 30 年 10 月 国土地理院)

帯広市は、北海道東部の十勝地方の中央部にあります。緩やかな傾斜の盆地状である十勝平野のほぼ中心部に位置します。東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村および更別村、北は十勝川を境に音更町と接しています。市域の約 60%は平地であり、他は日高山系の山岳地帯です。

市街地は概ね平坦で、街路は碁盤目状に延びています。市街地中央部には帯広川、郊外には十勝川、札内川が流れています。日高地方との境である山岳地帯は、札内川とその支流の戸蔭別川及び帯広川の源流域であり、十勝幌尻岳、戸蔭別岳、札内岳の秀峰がそびえています。

三方を山に囲まれた十勝平野は、もとは砂れき地帯の上に火山灰が厚く堆積した段丘の連なりでしたが、長流・十勝川およびその支流により長い年月の間に削られ、現在の大平野が形成されました。

2 河川

帯広市の主要河川一覧表

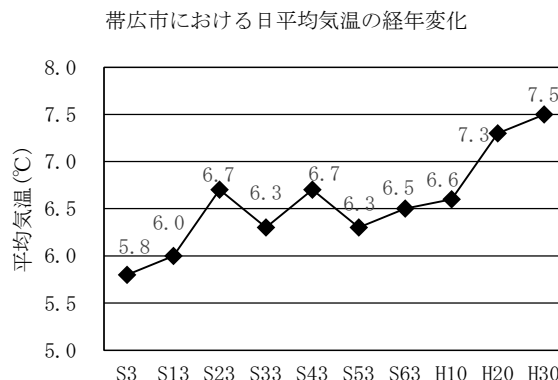
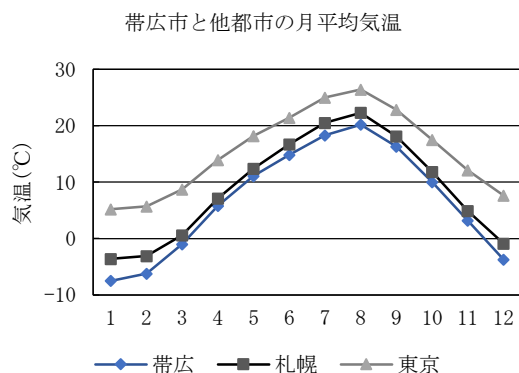
1 十勝川	11 ウツベツ川	21 広野川
2 札内川	12 タロウエモン川	22 新帯広川
3 戸蔭別川	13 八千代川	23 19条川
4 帯広川	14 五線沢川	24 第3柏林台川
5 途別川	15 機関庫の川	25 伏古川
6 岩内川	16 柏林台川	26 旧帯広川
7 売買川	17 第2ウツベツ川	27 つつじ川
8 ヌップク川	18 伏古別川	28 第2柏林台川
9 オケネ川	19 基線川	29 大成川
10 第2売買川	20 ウエダ川	30 売買川放水路

1～26：一級河川 27～30：準用河川

市内の河川は、すべて十勝川水系に属し、札内川水系（売買川、第二売買川、ヌップク川、機関庫の川など）、帯広川水系（ウツベツ川、旧帯広川、大成川、つつじ川など）の2つに分けることができます。

帯広市ではこのように大小さまざまな河川が貫流しており、豊富な水に恵まれた地域といえます。

3 気温



気象統計情報(気象庁)1981(昭和56)年～2010(平成22)年の30年平均値

帯広市の1981(昭和56)年から2010(平成22)年の30年間の年間平均気温は6.8℃ですが、12月から3月までの月平均気温は氷点下になります。夏は最高気温が30度を超え、冬には氷点下25℃を下回る年があり、年間気温の季節変動は約55℃と大きくなっています。

日平均気温の経年変化は、1928(昭和3)年に5.8℃でしたが、2018(平成30)年には7.5℃となり、気温の上昇傾向が見られます。年平均気温では、最高気温より最低気温の上昇割合が大きくなっており、これは地球温暖化に加えて都市化(ヒートアイランド)により、夜間の気温が下がりにくくなっていることが考えられます。

北海道の気候変化

◆夏日、真夏日、冬日、真冬日の日数変化(1931～2015年)

5地点(網走、札幌、帯広、根室、寿都)の平均では、夏日、真夏日の日数に変化傾向はみられない一方で、冬日、真冬日は減少しています。

◆大雨および降水日数の変化(1901年～)

6地点(旭川、網走、札幌、帯広、根室、寿都)を平均とした日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数について長期変化傾向を調べると、日降水量50mm以上の日数には変化傾向は見られませんが、日降水量70mm以上の日数には増加傾向が現れています。

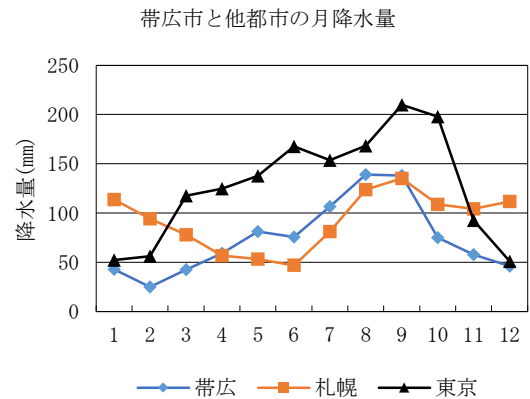
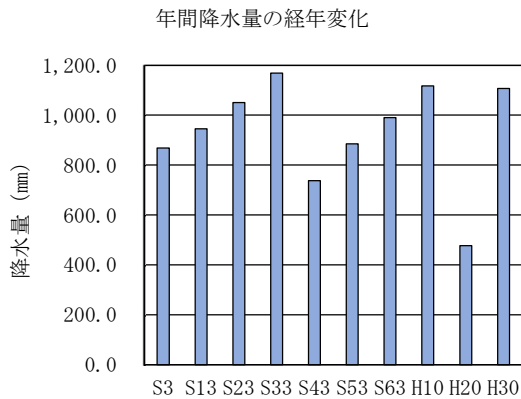
◆生物季節現象の変化(1953～2015年)

北海道で現在さくらの開花観測地点となっている8地点(稚内、旭川、網走、札幌、帯広、釧路、室蘭、函館)を平均した開花日は、年ごとの違いは大きいものの、10年あたり0.9日の割合で早くなっています。

また、北海道で現在かえでの紅葉観測地点となっている6地点(旭川、札幌、帯広、釧路、室蘭、函館)のうち、観測回数が30回に満たない旭川、室蘭を除いた4地点を平均した紅葉日は、10年あたり2.7日の割合で遅くなっています。

(札幌管区气象台「北海道の気候変化【第2版】～これまでの120年とこれからの予測～」)

4 降水量

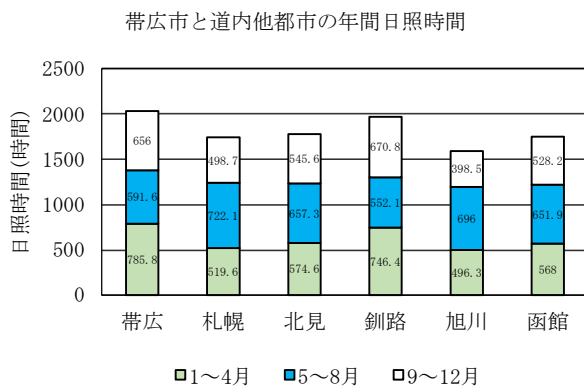


気象統計情報(気象庁)1981(昭和 56)年～2010(平成 22)年の 30 年平均値

帯広市の 1981(昭和 56)年から 2010(平成 22)年の 30 年間の年間平均降水量は 888mm で、札幌市の 1,107mm、東京都の 1,529mm を下回っています。降雨の多い太平洋型気候地帯から外れて、道内でも降雨量の少ない地域に属しています。

1928(昭和 3)年からの降水量の経年変化は、明確な傾向は見られませんが、年間降水量が 476.5mm と少雨であった 2008(平成 20)年以降は年間降水量が増加しています

5 日照時間

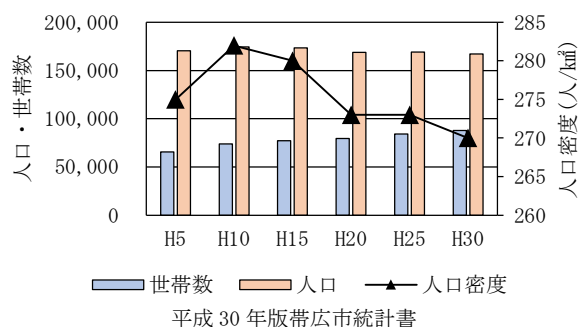


帯広市の年間日照時間は 2,000 時間を超え、道内他都市と比較しても日照時間が長いことがわかります。47 都道府県庁所在地の平均値が約 1,903 時間のため、全国的に見ても日照時間が長いことが分かります。

気象統計情報(気象庁)1981(昭和 56)年～2010(平成 22)年の 30 年平均値

6 人口動態※1

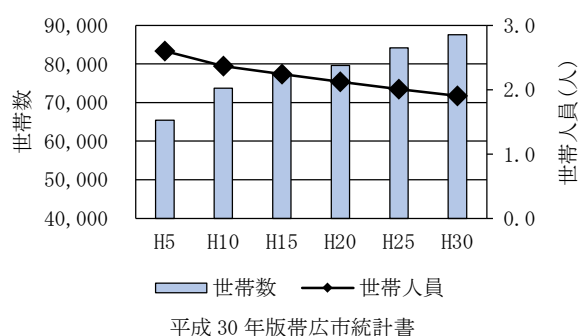
帯広市の人口・世帯数・人口密度の推移



帯広市の 2018(平成 30)年 9 月末では、人口 167,033 人、87,625 世帯です。

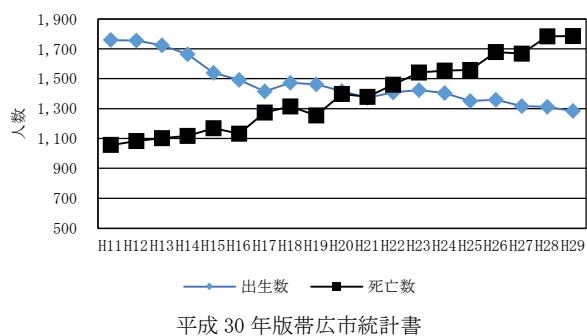
人口については、2001(平成 13)年 1 月をピークに減少し続けていますが、世帯数については、増加しています。

世帯数と世帯人員



一世帯当たりの人数は、1993(平成 5)年の 2.6 人から 2018(平成 30)年には 1.9 人に減少しており、1人世帯や2人世帯が増加しています。

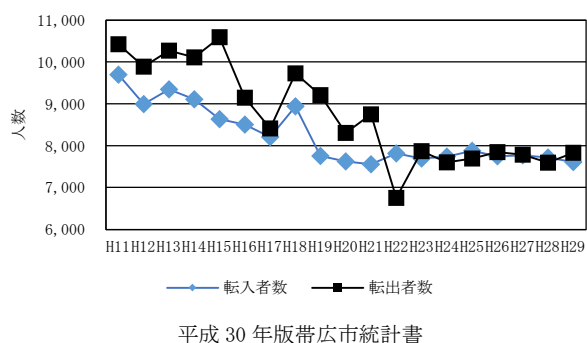
帯広市人口の自然動態



人口の自然動態※1は、出生数が減少し、死亡数が増加しています。

2009(平成 21)年から死亡数が出生数を上回り、その差は年々広がっています。

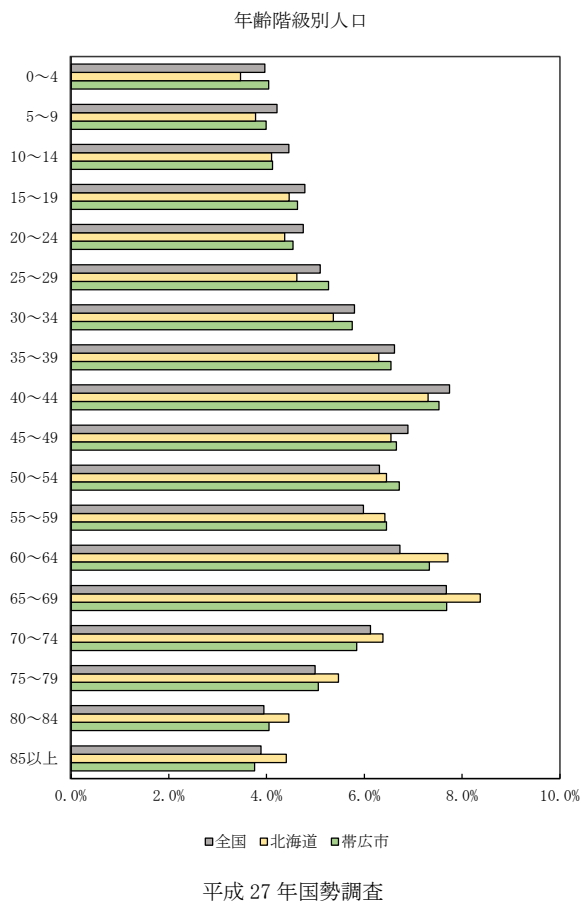
帯広市人口の社会動態



人口の社会動態※1は近年転入、転出ともに増減を繰り返していますが、その差は以前と比較して小さくなっています。

※1 人口動態、人口の自然動態と社会動態

人口動態は、性別年齢構成などからみた、人口や世帯の変動状態をいいます。また、出生と死亡による人口の増減を自然動態、市外からの転入及び市外への転出による差を社会動態といいます。



帯広市の年齢階級別人口は、北海道及び全国とほぼ同じ傾向を示しています。

しかし、詳細に見ていくと、55～59 歳を境に北海道よりも若年層の割合が高く、高齢者の割合が低くなっています。

しかし、人口総数に対する老年人口^{※2}の割合で示される人口高齢化率^{※3}は、全国的傾向と同様に高くなっており、1985(昭和 60)年では 7.8%でしたが、1995(平成 7)年に 12.1%、2005(平成 17)年に 19.0%、2015(平成 27)年には 26.4%となっており、「超高齢社会」であると言えます。

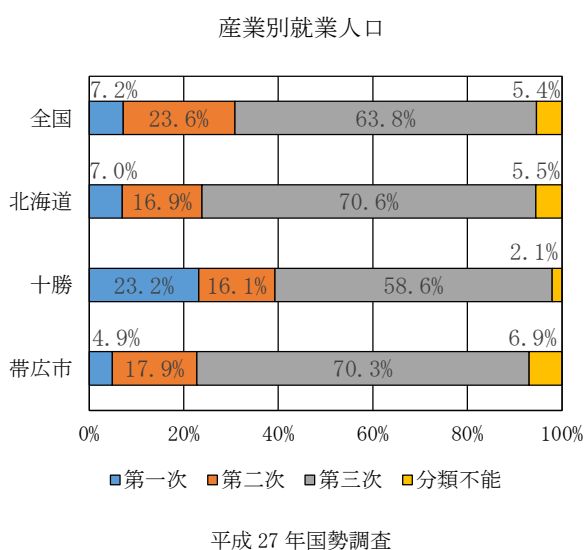
※2 老年人口

65 歳以上の人口のこと。

※3 人口高齢化率

人口総数に対する老年人口の割合のこと。人口高齢化率は 7%以上 14%未満を「高齢化社会」、14%以上 21%未満を「高齢社会」、21%以上を超高齢社会という。

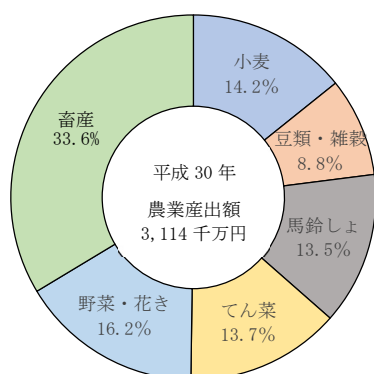
7 産業別就業人口



帯広市の産業別就業人口は、2015(平成 27)年の国勢調査で第一次産業 4.9%、第二次産業 17.9%、第三次産業 70.3%でした。2005(平成 17)年国勢調査と比較すると、第一次産業は 0.3%増加、第二次産業は 1.8%減少、第三次産業は 2.8%減少しています。

産業構造を全国及び十勝と比較すると、十勝は全国的にみても第一次産業の人口割合が高いことが特徴ですが、帯広市は反対に第一次産業の就業人口割合が低く、第三次産業の割合が高いことが特徴となっています。

8 農業産出額



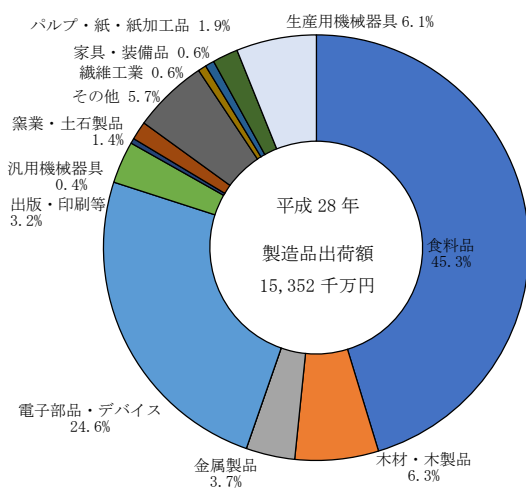
帯広市農政部推計値

帯広市の農家数は、2015(平成27)年度末で685戸となっています。このうち専業農家が543戸、兼業農家が110戸、自給的農家が32戸となっており、専業農家が全体の約79%を占めています。農家戸数は、年々減少している状況にあります。

また、2018(平成30)年度の農業算出額は約311億円と推計されており、2010(平成22)年度の農業産出額約268億円と比べると、約43億円増加しています。

農業産出額の内訳は、いも類や野菜などの耕種が約66%を占め、約34%が畜産となっています。

9 製造品出荷額

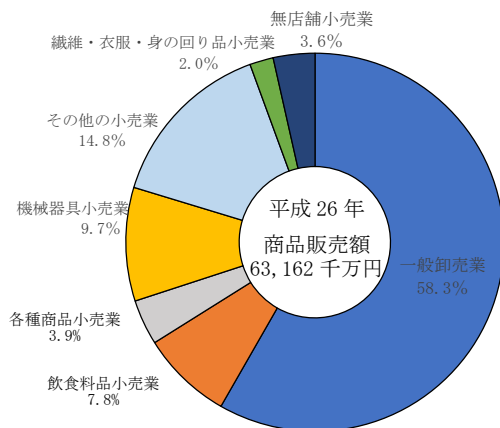


平成30年版帯広市統計書(工業統計調査)

2016(平成28)年の従業者数4人以上の事業所数は、129ヶ所、従業員数は5,078人です。また、2016(平成28)年の製造品出荷額は約1,535億円となっており、2007(平成19)年の約1,192億円と比べると、約343億円増加しています。

項目別でみると、「食料品」が45.3%で最も多く、次いで「電子部品・デバイス」、「木材・木製品」の順になっています。

10 商品販売額



平成 30 年版帯広市統計書(商業統計調査)

2014(平成 26)年 6 月現在の商店数(卸売・小売業)は 1,716 店、従業者数は 14,941 人となっています。2007(平成 19)年 6 月の商店数及び従業者数の 2,162 店、18,251 人と比べ、減少しています。

また、2014(平成 26)年 6 月現在の商品販売額は約 6,316 億円で、2007(平成 19)年 6 月現在の商品販売額約 8,927 億円と比べると、約 2,611 億円減少しています。

商品販売額の内訳は、一般卸売業が 58.3%を占めて最も多く、次いで「その他の小売業」、「機械器具小売業」の順になっています。

11 道路整備

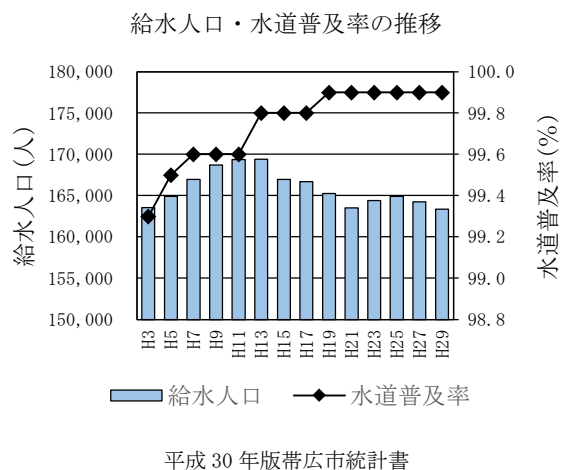
年度	舗装率 (%)		
	国道	道道	市道
平成21年	100	100	86.6
平成22年	100	100	86.6
平成23年	100	100	86.9
平成24年	100	100	87.2
平成25年	100	100	87.2
平成26年	100	100	87.2
平成27年	100	100	87.3
平成28年	100	100	87.4
平成29年	100	100	87.5
平成30年	100	100	87.5

平成 25 年版及び平成 30 年版帯広市統計書

帯広市には十勝川に沿って東西に走る国道 38 号線があり、西は滝川市へ、東は釧路市へと続いています。北は国道 241 号が市の中心部を市街地から弟子屈町へ向かって続き、南には国道 236 号が市街地中心部から浦河町に向かっています。

2018(平成 30)年度における道路延長は 1,603.5km ですが、割合としては国道が 3.5%、道道が 8.9%、市道が 87.6%となっています。舗装率は国道、道道ともに 100%、市道が 87.5%となっています。

1 2 水道の整備

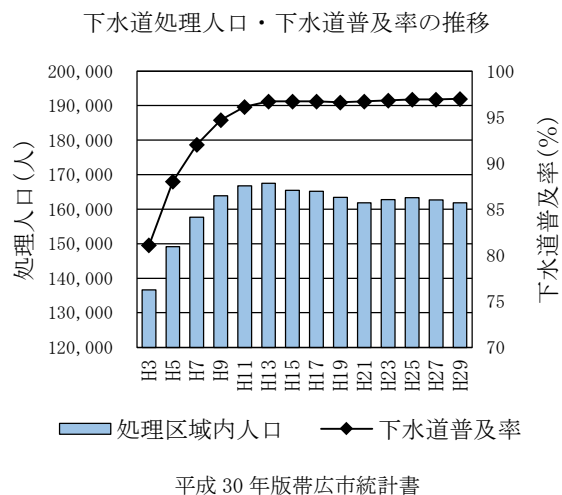


帯広市の上水道事業は、市街地及び中島地区、大正・愛国地区を給水地域としています。

給水人口は、2001(平成 13) 年度をピークに減少傾向にあり、2017(平成 29)年度は約 16.3 万人となっていますが、水道普及率は上昇し、2017(平成 29)年度末で 99.9%に達しています。上水道以外の地域については、簡易水道事業により給水を行っています。

市の上水道は、国内でも有数の清流である札内川を水源としており、おいしい水が市内に供給されています。

1 3 下水道の整備



帯広の生活排水は、市の公共下水道である帯広川下水終末処理場と、十勝川浄化センターの 2 つの処理区で収集、処理されています。

下水道の処理人口は、2001(平成 13)年度をピークに減少傾向にあり、2017(平成 29)年度は約 16.2 万人になっていますが、下水道普及率はほぼ横ばいで、2017(平成 29)年度末現在で 97.0%となっています。

基本目標関係資料

1 生物多様性について

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながり」のことです。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。

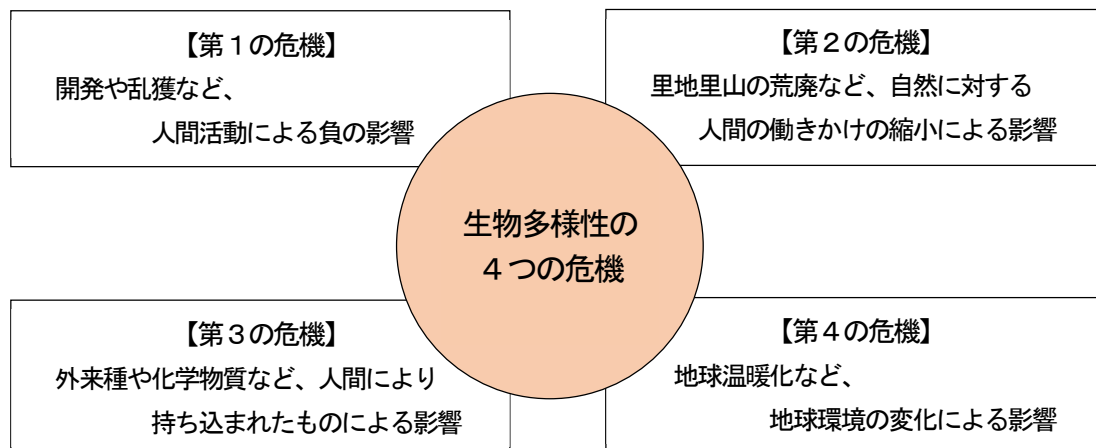
これらの生命は一つ一つに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

一方、地球規模で生物多様性の損失が進んでおり、日本においても地球温暖化や開発などの人的要因により、4つの危機に直面していると言われています。

<生物多様性の3つのレベル>

生物多様性の3つのレベル
【生態系の多様性】 干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの自然がそれぞれの地域に形成されていること。
【種の多様性】 いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。
【遺伝子の多様性】 同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。 例えば、アサリの貝殻の模様が千差万別であることなど。

<生物多様性の4つの危機>



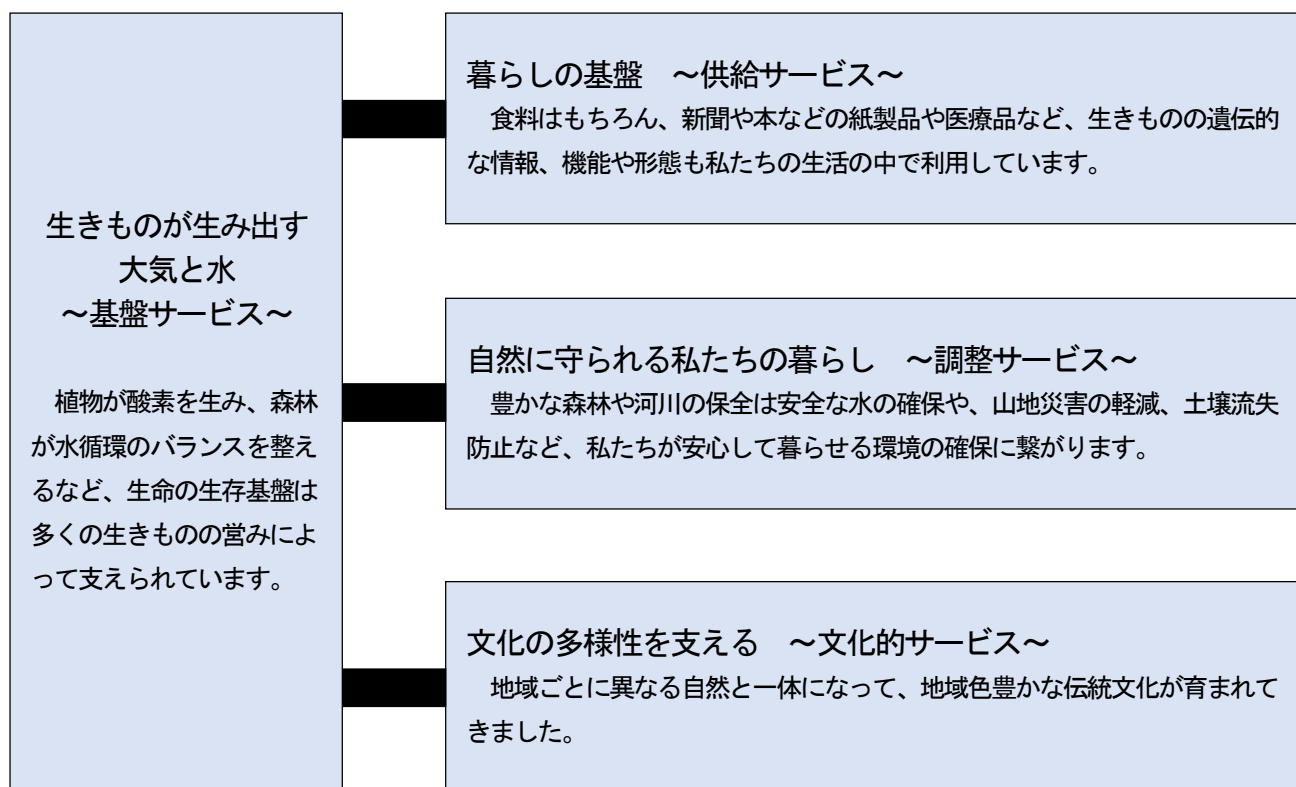
（環境省自然環境局「生物多様性地域戦略策定の手引き（改定版）」）

【いのちと暮らしを支える生物多様性～4つの生態系サービス～】

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

これらの生態系から得られる恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。

<4つの生態系サービス>



(環境省自然環境局「生物多様性地域戦略策定の手引き(改定版)」)

生態系サービスとは、生物多様性を基盤とするさまざまな恵みのことであり、私たちが暮らしていく上で、必要不可欠なものです。

その基盤となる生物多様性の損失が進んでいることは、私たちの「暮らし」や地球上の「いのち」が危ぶまれているということです。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受できるよう、生物多様性の損失を食い止め、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行うことが求められています。

2 環境に係る法令又は条例に基づく指定地区及び地域

多様な動植物が生息する良好な自然環境を保全するためには、特定地域における人間の活動がある程度制限することや、優れた環境をもつ地域であることを明示して保護意識を啓発していく必要があります。

	名 称	地 区	面 積(ha)	区 分
1	日高山脈襟裳国定公園	山間	6,358	国定公園(特別保護地区2,605.1ha、第1種～3種特別地域3,753ha)
2	岩内鳥獣保護区	山・農	708	道指定鳥獣保護区
3	岩内仙峡	山・農	23.6	道自然景観保護地区
4	帯広農業学校	農村	11.9	道環境緑地保護地区
5	札内川流域化粧柳自生地	農村	5.1	道指定天然記念物
6	大正カシワ林	農村	4	道指定天然記念物
7	帯広畜産大学農場の構造土十勝坊主	農村	0.4	道指定天然記念物
8	桜木町カシワ林	農村	7	市自然環境保全地区
9	ヌップク川さけますふ化場跡地	農村	4	市自然環境保全地区
10	美栄町市有林	農村	3.8	市自然環境保全地区
11	上帯広町ハンノキ林	農村	4.5	市自然環境保全地区
12	基松町湿性林	農村	3.2	市自然環境保全地区
13	桜木町広葉樹林	農村	1.4	市自然環境保全地区
14	上帯広町河畔林	農村	3.3	市自然環境保全地区
15	富士町湿性林	農村	3.2	市自然環境保全地区
16	上清川町河畔林	農村	20.2	市自然環境保全地区
17	富士町22号湿性林	農村	3.3	市自然環境保全地区
18	ヌップク川源流部河畔林群Ⅰ	農村	1.5	市自然環境保全地区
19	ヌップク川源流部河畔林群Ⅱ	農村	2.6	市自然環境保全地区
20	戸蔭中島大川河畔林	農村	2.25	市自然環境保全地区
21	富士町基線湿性林	農村	1.75	市自然環境保全地区
22	水光園	市街	4.4	道環境緑地保護地区
23	帯広神社	市街	2.7	道環境緑地保護地区
24	稲田小学校西側カシワ林	市街	1	市緑の保全地区
25	石王緑地	市街	2.3	都市緑地
26	大山緑地	市街	2.2	都市緑地
27	稲田緑地	市街	1.7	都市緑地
28	帯広の森	農村	406.5	大規模公園

※平成31年3月末現在

3 地球温暖化などによる気候変動への適応について

【気候変動について】

地球温暖化などによる気候変動は、自然界及び人間社会に影響を与えており、将来的には温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとった場合でも、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末には気候変動のリスクがより高くなると予測されています。

我が国においても、これまでの気候変動及びその影響に関する観測・監視や予測・評価、調査研究等を進めてきており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに確認されているところもあります。

今後、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加、強い台風の増加などにより、自然生態系、農林漁業、健康などの様々な面で多様な影響が生じる可能性も明らかにされています。

気候変動による影響

【農業、森林・林業、水産業】

気候変動が農業、森林・林業、水産業に及ぼす影響は、地域や品目によって様々ですが、気温の上昇による作物の品質低下、栽培適地の変化等が懸念されます。

例えば、日本人の主食であるコメですが、気温の上昇による白未熟粒や胴割粒の発生など、品質低下が全国で確認されています。また、高温で二酸化炭素濃度の高い環境では、コメの品質に重要な指標である整粒率が低下することが指摘されています。

【自然生態系】

気候変動が自然生態系に及ぼす影響として、植生や野生生物の分布の変化等が確認されており、人間が生態系から得ている様々な恵みへの影響が懸念されます。

例えば、放置竹林は現在では主に西日本で問題となっていますが、気候変動が進むと、東日本や北日本でも竹林が定着し、地域の生態系・生物多様性や里山管理に悪影響を与える可能性があります。

【水環境・水資源、自然災害・沿岸域】

気候変動が及ぼす影響として、公共用水域の水温上昇、短時間強雨や大雨の頻度増加など、日常生活への影響が懸念されます。

例えば、雨の量や降り方が変化するとともに、これまで雪だったものが雨に変わる可能性もあります。山地の多い日本において、こうした変化は河川の流況を大きく変えると予想されます。

【健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活】

気候変動が及ぼす影響には、暑熱などによる直接的な影響や、気温上昇などによって様々な産業・販売活動や各インフラに与える影響が懸念されます。

例えば、熱中症は、暑熱による直接的な影響の一つで、気候変動との相関は強いと考えられています。熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、特に記録的な猛暑となった 2010 年には、過去最多の死亡者数となっています。

(気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～)

4 環境配慮行動について

第三期帯広市環境基本計画の目標達成を実現するためには、市・事業者・市民がそれぞれの責務を認識し、環境に配慮して適切に行動していく必要があります。

ここでは、市民・事業者が、目標達成を実現するために、それぞれの立場において行動すべき事項を示します。

○ 市民の環境配慮行動

市民共通の財産である環境を守るためには、帯広市で生活する市民自身が日常生活において環境に配慮した行動をとることが大切です。

ここに、市民の皆さんが日常生活において実践できる環境配慮行動を示します。自らのライフスタイルと照らし合わせ、可能な範囲で実践する参考にしてください。

基本目標1 地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】 に向けて

●基本施策【1-1】地球温暖化の防止と適応

- ☐ 電球を取り替える時は、LED 電球などの省エネルギータイプのものにする。
- ☐ 節電、節水に努める。
- ☐ 廃食用油の回収を活用する。
- ☐ 可能な範囲で自家用車の利用を自粛し、徒歩や自転車、公共交通機関などを利用する。
- ☐ 自家用車を運転する際は、「ふんわりアクセル」などのエコドライブを心掛ける。
- ☐ 天気予報や防災アプリ、ハザードマップを定期的に確認する。
- ☐ 猛暑時には、こまめな水分補給や室温を適正に保ち、熱中症予防に努める。

●基本施策【1-2】オゾン層の保護と酸性化の防止

- ☐ ノンフロン製品を選ぶ。
- ☐ 冷暖房を適切に使用し、消費エネルギーを減らす。

基本目標2 自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】 に向けて

●基本施策【2-1】生物多様性の保全

- ☐ 自然環境の保全や野生生物の生息・生息域の保全に努める。
- ☐ 野生動物に餌を与えない。
- ☐ 外来種を含むペットは、責任をもって管理する。
- ☐ 自然学習会に参加するなど、生物多様性について学ぶ。
- ☐ エコマークなどが付いた環境にやさしい商品を選び、購入する。

●基本施策【2-2】地域資源の保全・活用

- ☐ 「地産地消」を意識し、地元産食材の選択に努める。
- ☐ 実際の自然を体感し、動物園などを訪ね、自然や動物と触れ合う。
- ☐ 生きものや自然、人や文化とのつながりを守るため、地域活動などに参加する。

基本目標3 生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】 に向けて

●基本施策【3-1】良好な生活環境の維持

- ☐ 家庭ではごみを焼却しない。
- ☐ 騒音を出さないよう注意する。
- ☐ 石油タンクなどの貯油設備や油配管を適宜点検し、十分な管理を行う。

●基本施策【3-2】快適な環境の創造

- ☐ 自宅周辺の清掃美化に努める。
 - ☐ 花や緑などを植栽するボランティアに参加するなど、美しい景観づくりに努める。
 - ☐ 森林などの重要性を学び、植樹や保護に努める。
 - ☐ 生垣や花壇の設置など、緑化に努める。
 - ☐ ごみのポイ捨てをしない。
-

基本目標4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】 に向けて

●基本施策【4-1】ごみ減量の推進

- ☐ ごみの適正な分別を徹底する。
- ☐ 環境負荷の少ない製品の購入や、レンタル利用に努める。
- ☐ 水切りの徹底や、生ごみ処理機の使用により、生ごみ減量に取り組む。
- ☐ マイ箸、マイバッグ、マイボトルを利用する。
- ☐ 食料品などは、必要なものを必要な量だけ購入する。

●基本施策【4-2】資源循環の促進

- ☐ 地域の資源回収活動に参加・協力する。
 - ☐ リサイクル製品を積極的に活用する。
 - ☐ エコマークやグリーンマークの付いた商品を利用する。
 - ☐ 環境月間や3R推進月間等の取り組みに参加する。
-

基本目標5 市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】 に向けて

●基本施策【5-1】環境配慮行動の実践

- ☐ スイッチをこまめに切るなど、省エネルギーを実行する。
- ☐ 風呂の残り湯を洗濯や水まきに使うなど、有効利用する。
- ☐ 油脂や固形物を下水等に流さない。
- ☐ エコフレンズに登録するなど、清掃活動に参加する。

●基本施策【5-2】広域連携の推進

- ☐ 地球温暖化やエネルギー問題について自ら学び、地域で行う環境保全活動や学習会に参加するなど、地球環境問題に対する知識を深める。
- ☐ 環境に関する知識を持っている人は、地域や身近な人に伝えるよう努める。

○ 事業者の環境配慮行動

事業者は、環境関連法令を遵守することはもとより、その社会的責任を認識し、事業活動による環境への負荷をできる限り小さくするよう努めるなど、自らの行動をもって模範を示すことが求められています。

ここに、事業者が事業活動において、帯広市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

基本目標１ 地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】 に向けて

●基本施策【1-1】地球温暖化の防止と適応

- ☐ LED 電球など、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ☐ 農業などから発生する廃棄物をエネルギーとして再利用します。
- ☐ 効率的な輸配送システムの導入に努めます。
- ☐ 可能な範囲で自動車の利用を自粛し、公共交通機関を利用します。
- ☐ 営業車等を運転する際には、エコドライブを心掛けます。
- ☐ 気候変動から事業活動に受ける影響を低減する気候リスク管理に取り組みます。
- ☐ 気候変動をチャンスとして捉え、適応に関する製品やサービス提供などを積極的に行います。

●基本施策【1-2】オゾン層の保護と酸性化の防止

- ☐ 機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏洩防止に努めます。
- ☐ フロン類使用機器は適正に廃棄します。

基本目標２ 自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】 に向けて

●基本施策【2-1】生物多様性の保全

- ☐ 開発などの事業活動にあたっては、野生動植物の生息・生息域の保全に努めます。
- ☐ 地域で行う環境保全活動や学習会の実施に協力、支援します。
- ☐ 職場において環境に関するセミナーを開始するなど、職員の意識向上に努めます。
- ☐ 事業活動にあたって行っている環境保全活動の情報発信に努めます。

●基本施策【2-2】地域資源の保全・活用

- ☐ 良質な国産材製品の製造、販売に取り組みます。
- ☐ 低炭素型生産による旬の食材、地元食品の生産、販売に取り組みます。
- ☐ 農地を適正に管理し、環境保全機能の維持・向上、農地周辺の生態系を保全します。

基本目標3 生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】 に向けて

●基本施策【3-1】良好な生活環境の維持

- ☐ 大気汚染物質等の有害物質の排出等を防止します。
- ☐ 汚濁水の発生を防止します。
- ☐ 騒音・振動の発生を防止します。
- ☐ 悪臭の発生を防止します。
- ☐ 土壌汚染対策に取り組みます。
- ☐ 環境汚染の未然防止に取り組みます。

●基本施策【3-2】快適な環境の創造

- ☐ 植林や適正な間伐など、森林保護・育成・管理を推進します。
 - ☐ 自然、緑と人が触れ合える場の整備に協力します。
 - ☐ 事業所等の敷地内の緑化に努めます。
 - ☐ 舗装面積を少なくし、雨水浸透性を高めます。
-

基本目標4 循環型社会の形成【ごみを減らすまち】 に向けて

●基本施策【4-1】ごみ減量の推進

- ☐ 不法投棄者を見つけた場合には、市へ通報するなど適正処理に協力します。
- ☐ 生産・流通・販売の各段階で、廃棄物減量に取り組みます。
- ☐ 簡易包装、マイバッグ活用を推進します。
- ☐ 在庫管理を徹底し、ごみの発生抑制に努めます。

●基本施策【4-2】資源循環の促進

- ☐ 農業等から発生する廃棄物をエネルギーとして再利用します。【再掲】
 - ☐ ごみになりにくい製品、リサイクルしやすい製品づくりに努めます。
 - ☐ 製造段階で発生した食品廃棄物のリサイクルに努めます。
 - ☐ 製品容器などの効率的な回収体制の整備、再資源化ルートの確保に努めます。
-

基本目標5 市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】 に向けて

●基本施策【5-1】環境配慮行動の実践

- ☐ 再生可能エネルギーを使用します。
- ☐ 再資源化原料の使用や環境負荷を低減する生産方法を実施します。
- ☐ 自然と調和した事業所づくりや土地開発を行います。
- ☐ まちの美化に協力します。

●基本施策【5-2】広域連携の推進

- ☐ 地域で行う環境保全活動や学習会の実施に協力・支援します。【再掲】
- ☐ 環境保全技術の開発・導入、それらの情報発信に努めます。
- ☐ 環境月間や3R推進月間等を通じて社会的責任を認識し、環境配慮に努めます。

策定の経過

1 庁内及び関係機関との協議

年度	日 付	内 容
平成29	平成30年 3月 1日	第2回帯広市環境審議会
平成30	平成30年 7月 2日	第1回帯広市環境審議会
	9月～10月	帯広市市民アンケート調査を実施
	平成31年 2月 19日	第2回帯広市環境審議会
令和元	令和 元年 6月	庁内関係部局と調整
	7月 4日	第1回帯広市環境審議会
	7月 31日	第2回帯広市環境審議会
	7月～8月	庁内関係部局と調整
	8月 19日	厚生委員会
	8月～9月	庁内関係部局と調整
	10月 18日	第3回帯広市環境審議会
	11月	庁内関係部局と調整
	11月 19日	厚生委員会
	11月～12月	パブリックコメント実施
	令和 2年 1月 17日	第4回帯広市環境審議会
	2月 12日	厚生委員会

○帯広市市民アンケート調査結果の概要

市民アンケートをとおして、市民が地球温暖化防止について重要だと認識していることや、家庭でできる環境にやさしい行動が一定程度実践されていることがわかりました。一方で、帯広市の取り組みに満足していない方や、実践行動がどのようなものか明確に伝わっていないこともわかりました。

今後はこれまで以上に地球温暖化防止に向けた取り組みを進め、取り組み内容について市民へわかりやすく説明するほか、外出時のマイカー自粛やエコドライブの実践など、様々な「環境にやさしい行動（COOL CHOICE）」を市民へさらに普及啓発していく必要があると考えます。

2 パブリックコメント結果

第三期帯広市環境基本計画(原案)に対するパブリックコメントを実施した結果、以下のとおり意見等がありました。

- ・ 募集期間 令和元年11月27日（水）～令和元年12月26日（木）
- ・ 意見の件数（意見提出者数） 4件（3人）

章区分	意見数
第1章 第三期帯広市環境基本計画策定にあたって	0
第2章 帯広市における環境の現状、目標値と今後の取り組み	2
資料編	1
その他	1
合 計	4

3 帯広市環境審議会名簿

任期：令和元年6月23日～令和3年6月22日

(五十音順)

氏 名	所属機関・職名	備 考
石井 洋	帯広大谷短期大学 准教授	副会長 会長
板倉 利幸	一般社団法人帯広青年会議所	
梅津 一孝	帯広畜産大学 教授	
加納 靖宏	一般公募委員	
小林 夏奈子	一般公募委員	
塩田 直之	帯広市校長会	
末安 豊子	特定非営利活動法人帯広 NP028 サポートセンター	
田沼 誠子	帯広友の会	
永田 雅恭	帯広ガス株式会社 営業部営業推進課 課長	
丹羽 勝久	株式会社ブコーシャ 総合科学研究所 所長	
橋本 靖	帯広畜産大学 准教授	
谷地 史織	一般社団法人帯広消費者協会	
山中 宗治	一般公募委員	
山根 康弘	帯広市川西農業協同組合 管理部長	
(任期当時の所属機関・職名)		

任期：平成29年6月23日～令和元年6月22日

(五十音順)

氏 名	所属機関・職名	備 考
石井 洋	帯広大谷短期大学 准教授	副会長 会長
今出 富貴子	帯広市立つつじが丘小学校 校長	
梅津 一孝	帯広畜産大学 教授	
小野 由美	一般社団法人帯広消費者協会	
加納 靖宏	一般公募委員	
田沼 誠子	帯広友の会	
垂井 智	帯広市校長会	
内木 博美	帯広商工会議所女性会	
中島 良太	一般社団法人帯広青年会議所	
西岡 えり子	特定非営利活動法人帯広 NPO28 サポートセンター	
丹羽 勝久	株式会社ブコーシャ	
橋本 靖	帯広畜産大学 准教授	
伴 千夏	一般公募委員	
山中 宗治	一般公募委員	
山根 康弘	帯広市川西農業協同組合 管理部長	平成30年4月24日離任
和田 尚史	帯広市校長会	
(任期当時の所属機関・職名)		平成30年4月25日委嘱

帯広市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 （第8条―第21条）

第3章 地球環境保全の推進 （第22条・第23条）

第4章 帯広市環境審議会（第24条―第28条）

附則

私たちの帯広市は、澄んだ青空、きれいな水、そして豊かな緑に恵まれた自然環境を維持しながら公害のない都市として発展してきた。四季の変化に富み、豊かな自然を残している日高山脈と、これに続く耕地防風林に区画された広大な平野で形成された田園風景はかけがえのないものである。

しかし、私たち一人ひとりの活動により発生する環境への負荷の集積が、都市・生活型公害、地球環境問題、廃棄物の増大などを引き起こし、環境への影響は今や地域的なものを超え地球的規模まで及んでいる。私たちがこのまま大量生産、大量消費、大量廃棄の生活を続けている限り、生命の源である地球の環境を損ない人類存続の危機に直面するものである。

私たちは、誰もが良好な環境を享受する権利を有するとともに、人類が存続するための基盤である地球の環境を保全し、かつ創造しながら将来の世代に引き継ぐという大きな責務を担っている。

今こそ、私たちは環境への負荷を与えている生活様式や社会経済構造の在り方を見直すとともに、地球的規模で環境の保全及び創造に向けて行動しなければならない。私たち一人ひとりが、先人の知恵と歴史に学び環境に配慮したやさしい行動をすることは、健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境保全に資するものである。

市、事業者、市民が協力して、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築することを目的とし、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造を図る見地から環境への影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(帯広市環境白書)

第7条 市長は、毎年、市民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、帯広市環境白書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。

(5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、帯広市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造に関して適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 1 1 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第 1 2 条 市は、事業者及び市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第 1 3 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、緑化の推進、身近な自然環境と個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成その他、潤いと安らぎのある快適環境を創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 1 4 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進)

第 1 5 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 1 6 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 1 7 条 市は、第 1 5 条に定める環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条に定める民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に収集し、提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第 1 8 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するため、環境の状況の調査、情報の収集及び環境の保全及び創造に関する科学的な調査研究の推進に努めるものとする。

2 市は、環境の状況の把握並びに健全な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 1 9 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 2 0 条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及び民間団体等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 2 1 条 市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国、北海道及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第 2 2 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国、北海道及び他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術、情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 帯広市環境審議会

(帯広市環境審議会)

第24条 環境行政の総合的かつ基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として帯広市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (2) 公害の防止に関する基本的事項
- (3) 自然環境の保全に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の再任は、妨げない。

6 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、所属委員の互選により決める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(帯広市公害防止条例の一部改正)

2 帯広市公害防止条例（昭和46年条例第43号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(帯広市自然環境保全条例の一部改正)

3 帯広市自然環境保全条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

第三期帯広市環境基本計画

令和2年4月発行

(令和6年3月改定)

帯広市

(都市環境部 環境室 環境課)

住 所 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

TEL 0155-65-4135

FAX 0155-23-0159

ホームページ <https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

